

293.5  
1



\*0052006003\*

0052006-003

293.5-1

東京外国語学校一覽

東京外国語学校・編

東京外国語学校

昭和11, 13, 14年度


昭11至14

AHN



29.12 17







東京外國語學校一覽目次

發行所寄贈本

第一	學年曆	一
第二	沿革略	二
第三	關係法令	三
一	文部省直轄諸學校官制(抄)	三
二	帝國大學官立大學高等師範學校及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル件(抄)	四
三	專門學校令(抄)	四
四	專門學校入學者檢定規程	五
五	文部省直轄學校外國人特別入學規程	八
六	臺灣、朝鮮、文部省直轄諸學校入學、外國人特別入學規程準用	九
七	文部省直轄諸學校職員定員令(抄)	九
第四	東京外國語學校規程	一〇
第五	東京外國語學校商議委員會規程	一〇
第六	東京外國語學校學則	一〇
第一章	總則	一〇
第二章	學科課程	一五
第三章	學年學期及休業	一六





第八 細 則	五四
一 學則施行細則	五四
第一章 投 業	五五
第二章 編 成	五五
第三章 成績考查及試驗	五六
二 圖書館規則	六八
第一章 總 則	六八
第二章 圖書借覽	六八
第三章 制 裁	六九
三 委託圖書機械及標本取扱手續	七〇
四 生徒心得細則	七一
五 學 寮 則	七一
第一章 總 則	七二
第二章 入寮及退寮	七三
第三章 學寮費及賄費	七三
第四章 起床門限等	七四
第五章 寮 紀	七五
六 服務及分掌規程	七五

第四章 入 學 及 退 學	三五
第五章 成 績 考 查 及 進 級 及 卒 業	三七
第六章 缺 席 及 休 學	三八
第七章 授 業	三九
第八章 給 費	四〇
第九章 研 究 生	四一
第十章 選 科 生	四二
第十一章 委 託 生	四二
第十二章 服 制	四三
第十三章 學 寮	四四
第十四章 懲 罰	四五
第十五章 圖 書 機 械 及 標 本	四五
第十六章 特 修 科	四五
第十七章 速 成 科	四七
第十八章 附	四九
第十九章 附	五一
第七 生徒心得	五四



第一章 教官ノ服務	七五
第二章 事務員ノ服務	七六
第三章 校醫ノ服務	七六
第四章 教育事務分掌	七七
第五章 分課規程	七七
七 物品會計規程施行細則	八五
八 御眞影、御親署教育勅語並勅語謄本奉安規程	九〇
九 文書取扱規程	九一
一〇 當直規則	九三
一一 非常心得	九六
第九職 員	九八
一 職員	九八
二 前職員	一〇八
第十 生徒現員	一一二
一 生徒氏名	一一二
二 本科、特修科生徒府縣別表	一六一
三 本科、特修科生徒年齡表	一六一
第十一 卒業者及修了者	一六一

一 卒業者氏名	一六一
二 陸海軍委託選科修了者氏名	一六二
三 陸海軍委託選科第三學年修業者氏名	一六三
四 陸海軍委託選科第二學年修業者氏名	一六四
五 陸海軍委託選科第一學年修業者氏名	一六五
六 別科及專修科修了生氏名	一六八
七 速成科修了者氏名	一六八
八 東京音樂學校委託伊語特別科修了生氏名	一六九
九 東京府委託支那語特別科修業者氏名	一七〇
十 第五臨時教員養成所卒業生氏名	一七〇
十一 第十二臨時教員養成所卒業生氏名	一七一
十二 本科及臨教卒業者職業別表	一七二
十三 入學志願者入學者卒業者及修了者數年次表	一七三
第十二 昭和十四年概況	一七三
一 教官	一七四
二 本科卒業者、選科修了及修業者、專修科速成科修了者	一七五
三 生徒現員	一七五
第十三 圖面(敷地建物)	一七五



附 錄

一 東京外國語學校校友會規則……………五二二

二 東京外語同窓會規則……………五一七

第一學年曆

昭和十四年四月一日

同 四月十日

同 四月十二日

同 四月二十二日

同 四月二十九日

同 七月十日

同 七月十一日

同 九月十一日

同 九月十一日

同 秋分

同 十月十七日

同 十一月三日

同 十一月二十三日

同 十二月二十四日

春季休業始

春季休業終

第一學期授業始

休業(設立記念日)

休業(天長節)

第一學期授業終

夏季休業始

夏季休業終

第二學期授業始

休業(秋季皇靈祭)

休業(神嘗祭)

同 (明治節)

同 (新嘗祭)

第二學期授業終



昭和十四年十二月二十五日 休業(大正天皇祭)  
 同 十二月二十五日 冬季休業始  
 昭和十五年一月七日 冬季休業終  
 同 一月八日 第三學期授業始  
 同 二月十一日 休業(紀元節)  
 同 春分日 同(春季皇靈祭)  
 同 三月三十一日 第三學期授業終  
 每日 曜日 休業

第二沿革略

明治三十年  
 四月廿二日 勅令第八號ヲ以テ高等商業學校ニ附屬外國語學校トシテ設置セラレ神田乃武主  
 事任命セラル  
 同 廿八日 本校職員ノ定員ヲ教授一五、助教授八、書記二ト定メラル  
 規則ヲ備定シ英語、佛語、獨語、露語、西語、清語及韓語ノ七學科ヲ設ケ生徒ヲ  
 正科特別科ノ二種ニ區別シ正科ヲ三ヶ年、特別科ヲ三ヶ年以内ノ修業年限トナシ、  
 九月ヨリ之ヲ實施セリ

同三十二年

四月四日 勅令第十六條ヲ以テ本校ハ高等商業學校附屬外國語學校ヨリ單立シ東京外國語  
 學校ト改稱セラル同日勅令第十八號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ教授一五、助教授  
 八、書記二ト定メラル  
 同 五日 主事神田乃武校長心得ヲ命セラル  
 同 廿一日 學校長心得神田乃武校長ニ任セラル  
 校舍ヲ神田區錦町三丁目十四番地ニ移シ規則ヲ改正シ更ニ伊語ノ一學科ヲ加ヘ八  
 科トシ更ニ副學科三學科ヲ置ク  
 正科ヲ本科ト改稱シ、特別科ヲ別科ト改稱シ其修業年限ヲ二年トシ實施セリ

同三十三年

三月 職員定員教授一七、助教授一一、書記四ト改定セラル  
 四月七日 學校長神田乃武本官ヲ免セラレ、文部省專門學務局長文學博士上田萬年學校長事  
 務取扱ヲ命セラル  
 六月 入學及貸費ニ關スル規則ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ實施セリ  
 十一月廿日 東京帝國大學文科大學教授文學博士高楠順次郎學校長兼務ヲ命セラル

同三十四年

三月 職員定員ヲ教授一九、助教授一一、書記五ト改定セラル  
 四月 規則ヲ改正シ副科ニ英語、佛語、獨語外ニ四學科ヲ加ヘ更ニ委託生、研究生、選



同三十五年

三月廿七日 臨時教員養成所官制發布セラレ同月文部省告示第五十八號ヲ以テ第五臨時教員養成所ヲ設置セラレ英語科ヲ置カル

同三十六年

一月 新築校舎ニ移轉シ舊校舎ハ分教場トシテ之ヲ使用ス  
三月 專門學校令發布セラレ本令ニ依リ施行ノ日ヨリ專門學校トナル  
六月 職員定員ヲ教授二一、助教授一一、書記五ト改定セララル

同三十七年

二月 學校長高楠順次郎海外旅行ニ付不在中教授尺秀三郎學校長代理ヲ命セララル  
五月 東京外國語學校ノ修業年限學科、學科目其程度並研究生選科生及專修科ニ關スル規定ヲ制定セララル  
七月 規則ヲ改正シ副科佛語及獨語ヲ廢シ、別科ヲ專修科ト改ム

同三十八年

一月十七日 專修科規程中授業料額ヲ改メ九月ヨリ實施セリ

同三十九年

三月五日 學校長高楠順次郎歸任ニ付教授尺秀三郎學校長代理ヲ解カル

三月 文部省令第一號ヲ以テ本校規程中ニ速成科ニ關スル條項ヲ加ヘラル、速成科規定

同四十年

四月 ヲ制定シ四月一日ヨリ實施セリ  
第五臨時教員養成所ヲ廢止セララル  
本校規則及專修科規程中學年學期ノ改正ヲナシ從來九月ヲ以テ學年ノ始トナシタルヲ四月ニ改メタル  
六月 本校商議委員會規定ヲ制定セララル

三月

四月

文部省令第七號ヲ以テ本校規程中速成科ヲ廢止セララル  
規則ヲ改正シ露、伊、西三語學科ノ副科英語ヲ廢シ正科語學每週教授時數四時間ヲ増加シ且ツ生徒保証人ヲ立ツルノ制ヲ廢セリ

同四十一年

四月 東洋語速成科規定ヲ制定シ馬來語、ヒンドスタニ語、タミル語及蒙古語ノ四語學科ヲ設ケ五月一日ヨリ實施セリ

七月廿七日 學校長高楠順次郎兼官ヲ免セラレ教授村上直次郎同日學校長ニ任セララル

同四十二年

三月 文部省令第十號ヲ以テ本科學科目中ニ倫理ヲ加ヘラル  
試業進級及卒業ニ關スル規則ヲ改定セリ

同四十三年

二月 本校規則中本科生徒入學料額及授業料納付區分ヲ改正シ新ニ給費ニ關スル規則ヲ



三月 設ケ同時ニ專修科規程ヲ改正シ入學檢定料ヲ徵收シ授業料額ヲ改メ修業生ヲ修了生ト改稱シ新ニ聽講生ヲ許ス條項ヲ設ケ三月一日ヨリ實施セリ  
五月 勅令第六十六號ヲ以テ本校職員定員中助教授六ト改メラル  
同四十四年 文部省令第十四號ヲ以テ本科學科目中倫理ヲ修身ト改メラル

一月 文部省令第三號ヲ以テ本校ニ蒙古語、暹羅語、馬來語、ヒンドスタニ語、タミル語ノ五語學科ヲ新設シ又韓語學科ヲ朝鮮語學科ト改稱セラル、同時ニ退學及授業料納付ニ關スル規則ヲ改正シ四月一日ヨリ實施セリ  
三月 規則ヲ改正シ試驗料ヲ檢定料ニ改メ直ニ之ヲ實施シ同時ニ本科授業料額ヲ増加シ四月ヨリ實施セリ

同四十五年 東洋語速成科ヲ三月三十一日限り廢止セリ  
勅令第七十三號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二三、助教授六、書記五ト改正セラル  
五月 試業進級缺席及委託生ニ關スル規則ヲ改正シ同時ニ專修科規程中出席日數ニ關スル規程ヲ改正シ直ニ之ヲ實施セリ

七月 勅令第三百三十號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二四、助教授六、書記五ト改正セラル  
大正ト改元

大正二年

二月 速成科規定ヲ制定シ西語、清語及朝鮮語三語學科ヲ設ケ四月ヨリ實施セリ  
二月廿日 本校神田大火ノ際類燒シ校舍全部燒失セリ依テ本校ヲ文部省修文館ニ移シ、東京高等商業學校分教場内ニ分教場ヲ設ケ二月二十四日ヨリ授業ヲ開始セリ

三月 文部省令第六號ヲ以テ本科學科目ヲ改正セラル  
九月五日 本校敷地ニ新築シタル假校舍ニ移轉セリ  
文部省令第三十號ヲ以テ清語學科ヲ支那語學科ト改稱セラル

同三年 選科生入學ノ時期ニ關スル規則ヲ改正シ九月ヨリ實施セリ  
同四年 學校長村上直次郎米國ニ出張不在中教授福岡秀猪學校長代理ヲ命セラレ  
七月 學校長村上直次郎歸任ニ付教授福岡秀猪學校長代理ヲ解カル

同五年 文部省令第五號ヲ以テ葡語學科ヲ新設セラル  
一月 專修科並ニ速成科規程ヲ改正シ授業料ヲ増額シ四月ヨリ實施セリ  
文部省令第二號ヲ以テ暹羅語學科、馬來語學科、ヒンドスタニ語學科及タミル語學科ノ語學授業時間數ヲ改正セラル

同六年 文部省令第二號ヲ以テ暹羅語學科、馬來語學科、ヒンドスタニ語學科及タミル語學科ノ語學授業時間數ヲ改正セラル



同 六月 勅令第一八三號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授二四、助教授五、書記五ト改正セラル

同 七月 勅令第二八六號ヲ以テ本校職員定員中助教授五ハ助教授七ト改メラル  
同 七月十四日 學校長村上直次郎東京音樂學校長ニ任セラレ同日東京音樂學校長茨木清次郎學校長ニ任セララル

同 八月 學校長茨木清次郎松本高等學校長ニ任セラレ文部省督學官長屋順耳學校長ニ任セララル  
同 九月四日 文部省令第三十號ヲ以テ東京外國語學校規定ヲ制定セラレ同時ニ明治三十七年五月文部省令第十三號ヲ廢止セララル

同 十二月 同日本校規則ヲ改正シ英、佛、獨、露、伊、西、葡、支那、朝鮮、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミルノ十四語部ヲ置キ各語部ヲ更ニ文科、貿易科、拓殖科ニ分チ、現在生徒ニ對シテハ學科課程ニ關スル經過規定ヲ設ケ九月十一日ヨリ實施シ專修科、速成科ヲ置クコト故ノ如シ  
同 九月 尙生徒監二名ヲ設ケ細則ヲ定メ校務分掌規定等ヲ制定ス  
同 五月 勅令第四八六號ヲ以テ本校職員定員中教授二九ト改メラル  
勅令第一八〇號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授三四、助教授九、書記六ト改正セララル

同 十年 四月十日 神田區錦町三丁目十二番地假校舍ヨリ麴町區元衛町一番地ニ新築校舍落成ニ付移轉ス

同 七月 學校長長屋順耳米國出張不在中教授武内大造學校長代理ヲ命セラル  
同 九月九日 學校長長屋順耳歸任ニ付教授武内大造ノ學校長代理ヲ解カル

同 十一年 七月 學校長長屋順耳朝鮮支那へ出張不在中教授鈴木於菟平學校長代理ヲ命セラル  
同 八月 學校長長屋順耳歸任ニ付教授鈴木於菟平學校長代理ヲ解カル

同 十二年 四月五日 文部省告示第二百六十二號ヲ以テ教員無試驗檢定ニ關スル本校學科ノ規定ヲ改正セララル

同 五月十五日 本科、專修科、速成科入學檢定料額ヲ定ム  
同 九月一日 關東大震災ノ際本校書庫、柔劍道場、門衛、詰所、倉庫、物置ヲ除ク外校舍並ニ生徒控所ノ全部燒失シタルニ依リ牛込區陸軍士官學校ノ一部ヲ借り受ケ臨時校舍ヲ設ケ十一月一日ヨリ授業ヲ開始セリ

同 十三年 三月 陸軍士官學校内臨時校舍ヨリ麴町區竹平町一番地元文部省跡新築假校舍ニ移轉ス  
同 四月十一日 入學資格ニ關スル規程ヲ改正シ並ニ學寮ニ關スル規程ヲ加ヘ同時ニ府下野方町上



同十四年

高田百十四番地ニ學寮ヲ新設シ五月一日開寮セリ

三月

學則ヲ改正シ本科、專修科及速成科授業料ヲ増額ス

六月

勅令第八十一號ヲ以テ本校職員定員中助教授八ト改メラル

十一月四日

勅令第二百十六號ヲ以テ本校職員定員中書記七ト改メラル

同十五年

學則第十三條第二號ヲ改正ス

四月

文部省告示第二百二號ヲ以テ本校内ニ第十二臨時教員養成所ヲ設ケ英語科ヲ置ク

十二月

昭和ト改元

昭和二年

三月廿八日

文部省令第五號ヲ以テ本校規定中改正セラレ本科修業年限ヲ四年トシ之ニ伴ヒ學

六月十七日

則ヲモ改正シ四月一日ヨリ實施右新學則ニ依ル生徒ヲ募集セリ

九月一日

學校長長屋順耳蘭領東印度諸島へ出張不在中教授八杉貞利學校長代理ヲ命セラ

同三年

學校長長屋順耳歸任ニ付教授八杉貞利學校長代理ヲ解カル

十月廿九日

勅令第二百五十六號ヲ以テ官制中生徒監ハ生徒主事ニ改正、生徒主事補ヲ増置、

同日勅令第二百五十七號ヲ以テ職員定員令中改正本校ニ生徒主事及生徒主事補ヲ

各一名置カル

同四年

同五年

同六月

同七月

同八月

同九月

同十月

同十一月

同十二月

學則第四十一條ヲ改正本科授業料ヲ増額ス

學則中ニ授業料減免ノ規定ヲ設ケ及入學料納付ニ關スル規定ヲ改正ス

勅令第八十二號ヲ以テ本校職員定員ヲ教授四〇、助教授一〇、書記八ト改正セラ

文部省告示第四百四號ヲ以テ三月三十一日限り第十二臨時教員養成所ヲ廢止セラ

學校長長屋順耳女子學習院長ニ任セラレ同日弘前高等學校長戸澤正保學校長ニ任

セラル

勅令第三九五號ヲ以テ本校職員定員中助教授九、書記七ト改メラル

學校長戸澤正保滿洲國へ出張不在中教授八杉貞利學校長事務代理ヲ命セラ

學校長戸澤正保歸任ニ付教授八杉貞利學校長事務代理ヲ解カル

本校舎復舊新築サルヘキ敷地トシテ瀧野川區西ケ原町元海軍爆藥部跡一萬四千

餘坪ノ土地ヲ大藏省ヨリ引繼キヲ受ク

學則中第十五條、第四十一條、第九十九條及第百十一條ヲ改正實施セリ



同十二年

二月八日 御眞影ヲ拜戴シ奉戴式ヲ舉行セリ奉安規定ヲ制定シ即日實施ス

同十三年

三月卅一日 文部省令第八號ヲ以テ本校ニ特修科ヲ設置セラル  
特修科ニ支那語生徒ヲ募集スルコトトナリタルニ付之ニ伴フ學則改正ヲ行ヒ實施ス

四月十三日 陸軍省文部省告示第二號ヲ以テ特修科ハ兵役法施行令第百條第三號規定（徵集延期ノ資格アル學校ノ認定規則）ニ依リ認定セラル

五月廿日 勅令第三六一號ヲ以テ本校職員定員中書記七八書記八ト改メラル  
十一月九日 學則第十九章書式中入學志願者ヨリ提出セシム可キ履歷書ノ書式ヲ全廢及其他ノ書式中ノ族籍ノ部ハ爾後削除スルコトニ改正

五月二十二日 學校長戸澤正保退官、文部省圖書局長石井忠純學校長ニ任セラル

同十四年

四月一日 生徒保證人ヲ立ツル制度ヲ設ケ學則中ニ之ニ關スル規定（第二十二條）ヲ加ヘ實施ス

四月十一日 學則中第九十二條特修科ノ學科目ニ國際法及教育學ヲ新ニ加ヘ且ツ每週教授時數ヲ改正實施ス

八月十六日 青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語謄本ヲ文部省ヨリ傳達セラル

十二月一日 入學試驗學科目中ニ國史ヲ加ヘタルニ付學則第十五條ヲ改正實施ス

第三 關係法令

一 文部省直轄諸學校官制（抄）（明治二十六年八月二十五日勅令第八十）  
（六號ヲ以テ制定セラレ爾後屢次改正）

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ  
東京外國語學校（他ノ校名略）

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク  
校長 教授 生徒主事 助教授 書記 生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ事務官又ハ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒主事ハ校長ノ命ヲ受ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若



クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

二 帝國大學官立大學高等師範學校及文部省直轄諸學校

雇外國人ニ關スル件(抄) 明治二十六年九月十一日 勅令第九六號

帝國大學、官立大學、高等師範學校及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長、官立大學長、高等師範學校長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

三 專門學校令(抄) 明治三十六年三月二十七日 勅令第六十一號

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及國體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス

專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第五條 專門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 專門學校ニ於テハ豫科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並ニ豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム(以下略ス)

第十二條 第一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 明治二十年勅令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

第十六條、千葉醫學專門學校。仙臺醫學專門學校。岡山醫學專門學校。金澤醫學專門學校。長崎醫學專門學校。東京外國語學校。東京美術學校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス

四 專門學校入學者檢定規程 大正十三年十月十一日 文部省令第二十二號

第一條 專門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若クハ修業年限四年以上ノ高等女學校ヲ卒業セサルモノハ本令ニ依リ學力ノ檢定ヲ受クヘシ

第二條 檢定ヲ分チテ試驗檢定及無試驗檢定トス

第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ



試驗檢定ノ出願期限、試驗施行ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四條 試驗檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ卒業程度トス但シ中學校ノ學科目中實業、音樂、作業科、體操及高等女學校ノ學科目中外國語、圖畫、音樂、體操ハ之ヲ除ク

前項ノ中學校ノ學科目中國語漢文ハ國語、漢文ノ二科ニ、理科ハ博物、物理、化學ノ三科ニ分チテ檢定ヲ行フ

第五條 試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ受験地ノ地方廳ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二號書式)

二 戶籍抄本(出願前一年以内ニ交付ヲ受ケタルモノトス)

三 寫 眞 (手札形トシ出願前六月以内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノトシ) (裏紙裏面ニ撮影年月日、本籍氏名、生年月日ヲ記載スヘシ)

四 第七條第二項ニ依ル證明書ノ寫又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ノ寫

五 第八條ノ資格ヲ證明スル書面

第六條 試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金五圓ヲ納付スヘシ

第七條 試驗檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書(第三號書式)ヲ交付ス

試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験學科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書(第四號書式)ヲ交付ス

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試驗檢定ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試驗ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 試驗檢定ノ學科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト認ムル者ニ對シテハ當該科目ノ試驗ヲ免除ス

第九條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名本籍ヲ變更シ又ハ合格證書ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ合格證書ノ書換若クハ再交付ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ合格證書ノ書換若クハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金一圓ヲ納付スヘシ

第十條 試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試驗ヲ停止シ尙期間ヲ定メテ試驗ヲ受ケシメサルコトアルヘシ

大正七年文部省令第三號高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件第八條ニ依リ試驗ヲ停止セラレタル者ハ其ノ停止モラレタル期間本令ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス  
試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト後日發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格證書又ハ證明書ハ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 無試驗檢定ハ當該專門學校ニ於テ入學ノ際之ヲ行フ

無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ關シ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル

前項ノ指定ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ專門學校入學者試験檢定施行ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ當該試験檢定ニ關シ仍從前ノ規程ニ依ル

附 則 (昭和十年文部省令第十六號)  
本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(書式ハ略ス)

五 文部省直轄學校外國人特別入學規程

明治三十四年十一月十日  
文部省令第十五號

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若クハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若クハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若クハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附 則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

六 臺灣、朝鮮人、文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入

學規程準用  
明治四十四年四月四日  
日文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若クハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

七 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)

(明治三十五年三月二十八日  
勅令第九十九號制定爾後屢次改正)

文部省直轄學校專任職員ノ定員左ノ如シ

- 東京外國語學校
- 校長一人
- 教授四十人
- 生徒主事一人
- 助教九人
- 書記八人
- 生徒主事補一人



第四 東京外國語學校規程

大正八年九月四日 文部省令第二十號  
 改正昭和二年文部省令第五號同十三年第八號

東京外國語學校規程

- 第一條 外國語學校ノ修業年限ハ四年トス
- 第二條 學科ハ分チテ英語部、佛語部、獨語部、露語部、伊語部、西語部、葡語部、支那語部、蒙古部、暹羅語部、馬來語部、ヒンドスタニー語部及タミル語部トシ各部ヲ分チテ文科、貿易科、拓殖科トス但シ部ニヨリテハ或科ヲ設ケサルコトアルヘシ
- 第三條 各部、各科ノ學科目及其ノ程度ハ左表ノ如シ

部	科	學年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
文部	英語部	一	一	一	一
	佛、獨、露、伊、西、葡、支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル語部	二	二	△一	△一
外國語部	外國語	二〇	一七	一七	一五
第二外國語部	第二外國語				三
國語部	國語				△一

部	科	學年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
文部	英語部	一	一	一	一
	佛、獨、露、伊、西、葡、支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル語部	二〇	一七	一五	一三
外國語部	外國語	二〇	一七	一七	一五
第二外國語部	第二外國語				三
國語部	國語				△一
易部	貿易	三〇	三〇	三〇	※四又八五
	體操	二	二	二	二
社會學部	社會學		〇四	〇七	〇五
	教育學				※△二
哲學部	哲學	二	△二	△二	△二
	文學史		△二	△二	△二
言語學部	言語學				△一
	經濟學		二		※〇二
歷史部	歷史	三			※〇二
	計	三〇	三〇	三〇	※四又八五



外國語	修身	學科 科目	年	計	體操	教育學	法律	貿易事情	商業實務	商業	經濟	國語	第二外國語
一〇	一	第一學年	拓	三〇	二				三	二		二	
		第二學年	殖	三〇	二				二	二	二	二	二
		第三學年		※三〇	二		※二七			三			二
		第四學年		※三〇	二	※三	四	二	二	四	※二		二
一七	一	合計		一〇〇	二								
一五	一	合計		一〇〇	二								

計	體操	教育學	商業	法律	殖民地事情	殖民	農業	經濟	國語	第二外國語
三〇	二		二				二	二	二	二
三〇	二			五		二	三			二
※三〇	二	※三		二	二	三	五	※二		二

備考

一、外國語ハ當該國語トス但シ支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニ、タミル語部ニ在リテハ外國語ヲ分チテ甲(當該國語)乙(他ノ必要ナル外國語)二種トシ其ノ時間配當ハ別ニ之ヲ定ム

二、外國語教授ノ時間内ニ於テ當該國語又ハ甲乙外國語以外ノ言語ヲ教授スルコトアルヘシ



- 三、第二外國語ハ特別ノ規定アル場合ノ外英語、佛語、獨語ノ中生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム但シ中途變更ヲ許サズ
- 四、文科表中△又ハ○印ヲ附セル同一學年內ノ學科目ハ生徒ノ選擇ニヨリ其ノ孰レカヲ課ス
- 五、各科表中※印ヲ附セルハ隨意科目トシ希望ノ生徒ニ之ヲ課ス
- 六、支那、蒙古、暹羅、馬來、ヒンドスタニー、タミル語部ニ在リテハ第二外國語及文學史又ハ其ノ一ヲ缺キ其ノ時間ヲ甲乙外國語ニ加ヘ又ハ他ノ學科目ニ配當ス
- 學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ每週教授時數ヲ増減シ若ハ科外講義ヲ開クヨトヲ得
- 第四條 卒業者ニシテ既修ノ學科目又ハ之ニ關聯スル學科目ニ就キ更ニ研究セントスルモノハ研究生トシテ二年以內在學セシムルコトヲ得
- 第五條 各部各科ノ學科目中一學科目若ハ數學科目ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得
- 第六條 特ニ或外國語ノ速成ヲ必要トスル場合其ノ語ノ特修科ヲ置ク  
特修科ノ修業年限ハ二年トシ入學資格、學科目及每週教授時數其ノ他必要事項ハ學則ノ定ムル所ニ依ル
- 第七條 簡易ノ方法ニヨリ外國語ヲ專修セントスル者ノ爲ニ專修科並ニ速成科ヲ置ク  
專修科ノ修業年限ハ二年トシ速成科ノ修業年限ハ一年以內トス  
專修科並ニ速成科ニ於テ教授スヘキ外國語ノ種類及每週教授時數ハ學則ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ修業年限並ニ之ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ハ尙從前ノ規定ニ依ル

第五 東京外國語學校商議委員會規程

明治三十九年六月一日  
文部省訓令

- 第一條 文部省直轄學校官制第十九條ニ依リ東京外國語學校ニ商議委員會ヲ置ク
- 第二條 商議委員會ノ員數ハ十二名以內トス
- 第三條 商議委員會ハ學科課程及重要ノ諸規則其他學校長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議ス
- 第四條 商議委員會ハ文部大臣ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述スヘシ
- 第五條 商議委員會ハ學校長之ヲ開ク
- 第六條 商議委員會ノ議事ニ關スル規程ハ委員會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ得
- 第七條 商議委員會ノ決議ハ學校長ヨリ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第六 東京外國語學校學則

第一章 總 則

- 第一條 本校ハ外國語ニ熟達シ實務ニ適スヘキ者ヲ養成スル目的ヲ以テ現代諸語及其ノ他ノ學科目ヲ教授スル所トス
- 第二條 學科ハ分チテ英語部、佛語部、獨語部、露語部、伊語部、西語部、葡語部、支那語部、蒙古語部、暹羅語部、馬來語部、ヒンドスタニー語部及タミル語部トス
- 第三條 各部ヲ分チテ文科、貿易科、拓殖科トス







體操	二	同上	二	同上	二
計	三〇	三〇	三〇	三〇	※四又八五〇

備考  
 一、表中△印(文學)又ハ〇印(法律)ヲ附セル同一學年內ノ學科目ハ生徒ノ選擇ニ依リ其ノ孰レカヲ課ス  
 二、※印ヲ附セル學科目ハ之レヲ選修セサル生徒ノ隨意科目トス  
 三、法律ノ中第三學年ニ於テ刑法ヲ修ムルモノハ第四學年ニ於テ行政法ヲ修ムルモノトス

貿易科

修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
實踐道德	一	倫理	一	同上
外國語	當該國語發音、讀書、文法、書取、作文、會話、習字、當該國情	同上	同上	同上
第二外國語	同上	讀書、會話、作文	同上	同上
國語	講讀、作文、習字	同上	同上	同上
經濟	同上	經濟原論	同上	財政學

商業	商業實務	貿易事情	法律	教育學	體操	計
商業通論	商業算術 簿記 ダイブライチング				體操 練操	三〇
商業各論	同上				同上	三〇
同上	同上		憲法		同上	※三〇
同上	同上		民法		同上	※二〇
同上	同上		商法		同上	※二〇
同上	同上		國際法		同上	※二〇
同上	同上	貿易實務		教育學大意	同上	※三〇
同上	同上	商業地理、商品分布、商品經濟			同上	※三〇
同上	同上				同上	※五〇

拓殖科



修 身	外 國 語	第 二 外 國 語	國 語	經 濟	農 業		農 學 汎 論	林 學 大 意	地 質 及 土 壤 論	土 木 及 測 量	農 政 學	農 業 經 濟	財 政 學	第 一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年	第 四 學 年
					水 產 學 大 意	探 礦 學 大 意											
實踐道德	當該國語發音、讀書、文法、二〇	當該國語發音、讀書、文法、二〇	講讀、作文、習字	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一
倫理	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	一	一	一
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一	一	一	一
日本道德ノ特質	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	二	二	二	二

第三號表

備考 ○△□ 選擇必須科目、※印ハ隨意科目

第一 支那語部、外國語及其程度

計	乙 (英語)	甲 (支那語)	學 年				文 文	法 律	貿 易 科	拓 殖 科	殖 民 地 事 情	法 律	商 業	教 育	體 操	計
			一 第	二 第	三 第	四 第										
二〇	四	一六	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一九	四	一五	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一八	四	一四	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一七	四	一三	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一六	四	一二	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一五	四	一一	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一四	四	一〇	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一三	四	九	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一二	四	八	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一一	四	七	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一〇	四	六	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
九	四	五	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
八	四	四	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
七	四	三	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
六	四	二	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
五	四	一	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
四	四	〇	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
三	四	〇	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
二	四	〇	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	
一	四	〇	一	二	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	三〇	



備考  
 (一) 支那語科第一學年及第二學年外國語甲ノ時間内ニ於テ一週二時間漢文ヲ課ス  
 (二) 支那語科第四學年ニ於テハ外國語乙トシテ英語ニ代フルニ蒙古語ヲ以テスルコトヲ得  
 (三) 支那語部ニ於テハ第二外國語ヲ缺ク  
 第二 蒙古語部、外國語及其程度

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(蒙古語)	一三	二二	九	五	一三	九	八	七	一三	九	八	七	一三	九	八	七
乙(支那語)	八	八	一〇	一〇	八	八	九	八	八	八	七	八	八	八	八	八
計	二〇	一九	一九	一五	二〇	一七	一七	一五	二〇	一七	一五	一三	二〇	一七	一五	一三
第二外國語	二	三	三	三	二	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二

備考  
 (一) 蒙古語部ニ於ケル外國語乙ハ支那語(I類)又ハ露語(II類)トス  
 (二) 蒙古語部ニ於ケル第二外國語ハ英、佛、獨、露(II類ヲ除ク)支那語(I類ヲ除ク)ノ中一ヲ選修セシム  
 (三) 蒙古語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク  
 第三 暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部、外國語及其程度

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(當該國語)	一一	一一	九	五	一一	九	七	六	一一	九	七	六	一一	九	七	六
計	二二	二二	一八	一三	二二	一九	一八	一七	二二	一九	一八	一七	二二	一九	一八	一七

乙(英語)	計
八	二〇
一〇	二二
一三	二五
一三	二八
一四	三二
八	二〇
一〇	二二
一三	二五
一三	二八
一四	三二
八	二〇
一〇	二二
一三	二五
一三	二八
一四	三二

備考  
 (一) 暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部ニ於テハ第二外國語ヲ缺ク  
 (二) 暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク  
 第四 馬來語部、外國語及其程度

學年	文				法				貿易				拓殖			
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四
甲(馬來語)	一一	一一	九	五	一一	九	七	六	一一	九	七	六	一一	九	七	六
乙(英語)	八	八	一〇	一〇	八	八	九	八	八	八	七	八	八	八	八	八
計	一九	一九	一九	一五	一九	一七	一七	一五	一九	一七	一五	一三	一九	一七	一五	一三
第二外國語	二	三	三	三	二	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二

備考  
 (一) 馬來語部文科(文學)ニ於テハ文學史ヲ缺ク



(二) 馬來語部I類ニ於ケル第二外國語ハ蘭語トス  
 (三) 馬來語部II類ニ於テハ第二外國語ヲ缺ク  
 第八條 本科生又ハ特修科生ニシテ第二學年以上ノ者ハ學校長ノ許可ヲ經テ專修科又ハ速成科ヲ兼修スルコトヲ得

第三章 學年、學期及休業

第九條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一條 年中休業日左ノ如シ

- 一 日 曜 日
- 二 大 祭 日
- 三 祝 日
- 四 設立記念日 四月二十二日
- 五 春季休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル
- 六 夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

七 冬季休業 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四章 入學、在學及退學

第十二條 入學期ハ每學年ノ始メトス但シ必要ノ場合ニ於テハ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十三條 本校ハ時宜ニ依リ所設部科中或部科ノ生徒募集ヲ爲ササルコトアルヘシ

第十四條 左ノ資格ヲ有スル者ニシテ品行方正身體健全ナル者ハ試験ノ上第一學年ニ入學ヲ許可ス

一 中學校卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第十五條 入學試験ハ國史、國語漢文、外國語、數學、地理及外國史ノ學科目中ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

但シ實際ニ課スヘキ入學試験學科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム

第十六條 第二學年以上ニ入ラント欲スル者ハ先ツ第一學年ニ入ルニ必要ナル資格ヲ檢定シ尋テ其ノ志望學年以下ノ各學科目ニ就キ試験ヲ行ヒ入學ノ許可ヲ定ム

第十七條 退學シタル者同一ノ部科ニ再入學ヲ出願スルトキハ退學後二年以内ニ限り入學期ニ於テ試験ヲ須キス原級以下ニ入學ヲ許スコトアルヘシ





本校某部科卒業者ニシテ更ニ他ノ科又ハ他ノ部ニ入學ヲ出願スルトキハ入學期ニ於テ試験ヲ須キス  
入學ヲ許可スルコトアルヘシ舊規程ニ依ル卒業者モ之ニ準ス

第十八條 入學志願者ハ履歷書ニ卒業シタル當該學校長ノ卒業證明書又ハ檢定合格證明書戸簿謄本及  
寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日内ニ本校ニ差出スヘシ

第十九條 入學志願者ハ其ノ修業セントスル部科ヲ指定スヘシ但シ文科ヲ志望スル者ハ文學又ハ法律  
ヲ明記スヘシ其ノ各々ヲ一科ト見做ス

入學志願者ノ指定シ得ヘキ部及科ノ數ハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム志望部科各一以上アル場合ニハ其  
ノ志望順位ヲ定ムヘシ

第二十條 入學志願者ハ檢定料トシテ金五圓ヲ納付スヘシ但シ既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ  
返付セス

第二十一條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金參圓ヲ指定ノ期日内ニ納付スヘシ

第二十二條 入學ヲ許可セラレタル者ハ速ニ保證人ヲ定メ指定ノ期日内ニ書式第四號ニ依ル保證書ヲ  
差出スヘシ

保證人ハ父兄又ハ之ニ代ル可キ近親者或ハ學校長ニ於テ適當ナルモノト認メタルモノトス  
保證人ノ身上ニ異動アリタル際ハ速ニ其旨届出ツヘシ

第二十三條 在學中ハ他ノ部又ハ他ノ科ニ轉スルコトヲ得ス  
第二十四條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ス

一 學力劣等若ハ身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

二 引續キ一年以上缺席シタル者

三 正當ノ理由ナクシテ引續キ一ヶ月以上缺席シタル者

四 出席極メテ不規則ナル者

第二十五條 退學セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ(病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)出願スヘ  
シ

### 第五章 成績考査、進級及卒業

第二十六條 成績考査ハ每學期末之ヲ行フ

第二十七條 各學科目ノ成績ハ日課評點ヲ以テ之ヲ定ム但シ必要ト認ムル場合ニハ試業ヲ行ヒ其ノ評  
點ヲ日課評點ニ參酌シテ成績評點ヲ定メ又ハ試業評點ヲ以テ成績評點トス

第二十八條 各學科目評點ハ五點ヲ以テ滿點トス但シ一學科目ヲ數部ニ分ツトキハ各部ヲ一學科目ト  
見做ス

第二十九條 各學科目ノ學年評點ハ十五點ヲ以テ滿點トシ學期成績評點ヲ加算シテ之ヲ定ム

第三十條 學年總評點ハ各學科目學年評點ヲ平均シテ之ヲ定ム

第三十一條 左ノ學年成績ヲ得タル者ハ及第セシメ其ノ他ハ原級ニ止ム

- 一 學年總評點九點以上
- 一 各學科目ノ學年評點七點以上



但シ左ノ場合ニハ及第セシムルコトアルヘシ

一 二科目以内ニ限リ學年評點七點以下ナルトキ

第三十二條 一學年ノ缺席時數著シク多キトキ又ハ出席甚タ不規則ナルトキハ及第セシメス

第三十三條 一回ノ試業ニ缺席シタル者ノ試業評點ハ出席セル二回ノ試業ノ平均評點ヨリ三點ヲ減シ

テ之ニ充ツ但シ零ニ至テ止ム試業二回又ハ三回ヲ缺クトキハ其ノ試業評點ヲ各零トス

第三十四條 原級ニ止メタル者ハ學年ノ始ヨリ其ノ全學科目ヲ再修セシム

第三十五條 本校所定ノ學科ヲ修メ其ノ業ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

### 第六章 缺席及休學

第三十六條 病氣又ハ事故ノ爲メ缺席スル者ハ其ノ當日ヨリ三日以内ニ届出ツヘシ但シ病氣ノ爲メ五

日以上缺席スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十七條 病氣又ハ止ムヲ得サル事故ノ爲メ休學ヲ願出ツル時ハ詮議ノ上當該學年間之ヲ許可スル

コトアルヘシ但シ病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十八條 休學セル者ハ次學年ノ始ヨリ原級ノ全學科目ヲ履修スルモノトス但シ休學ノ事由消滅ス

ルトキハ休學中ト雖モ許可ヲ得テ出席スルコトヲ得

第三十九條 兵役ニ服スル者及戰役又ハ事變ニ際シ通譯トシテ從軍スル者ハ許可ヲ經テ其ノ期間休學

スルコトヲ得

第四十條 休學ノ許可ヲ得タル者ニハ第二十四條第二號ヲ適用セス

第四十一條 學校ノ都合ニ依リ某學年ヲ缺クトキハ之ニ止ルヘキ者ニ休學ヲ命ス  
前項ノ場合ニハ第二十四條第二號ヲ適用セス

### 第七章 授業料

第四十二條 授業料ハ一學年金八拾圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スヘシ

第一學期 金參拾圓(四月十一日ヨリ同 十五日マデ)

第二學期 金參拾圓(九月十一日ヨリ同 十五日マデ)

第三學期 金貳拾圓(一月八日ヨリ同 十五日マデ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス

新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第四十三條 前條ノ期日内ニ納付セサル者及第四十九條ノ規定ニ違反スル者ハ登校ヲ禁シ其ノ滯納ニ

週日ニ至ル者ハ除名ス

第四十四條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第四十五條 休學ノ許可ヲ得タル者若クハ缺席數月ニ亘ル者ト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十九條ニ依リ休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學期以後ノ授業料ヲ納付スルニ及ハス

第四十一條ニ依リ休學ヲ命セラレタル者ハ休學期間ノ授業料ヲ免除ス



第四十六條 家庭ノ事情ニ因リ學費ノ支辨困難ナル生徒ニハ學業ノ勤惰、性格、操行、生活狀態其ノ他諸般ノ事情ヲ參酌シテ授業料ヲ減免スルコトアルヘシ

第四十七條 授業料ノ減額又ハ免除ハ學年度毎ニ之ヲ定ム 但シ學年度ノ中途ニ於テ之ヲ定メタルトキハ次學期分ヨリ減免ス

第四十八條 授業料ノ減免ハ其ノ減免ノ事由止ミタリト認メタル場合ハ之ヲ止ム

第四十九條 臨時入學ヲ許可セラレタル者及第三十九條ニ依リ休學シ其期間滿了シタル者並ニ第四十八條ニ依リ授業料減免ヲ止メラレタル者ハ三日以内ニ當該學期ニ屬スル授業料ヲ納付スヘシ但シ第三十九條ニ依リ休學期間滿了シ原級ニ復シタル者及第四十八條ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタル者ノ當該學期分授業料ハ月割ニテ其ノ翌月分ヨリ納付スヘシ授業料ノ月割額ハ年額十分ノ一ニ該當スル額トス

第五十條 半途退學スル者ハ當該學期ノ授業料ヲ納付スヘシ

第八章 給 費

第五十一條 給費ハ本科第二學年以上ノ生徒ニシテ學力優等品行方正ナル者ニ給與ス

第五十二條 給費ハ有志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第五十三條 給費ヲ受クル者ハ第一號書式ニ準シ誓約書ヲ差出スヘシ

第五十四條 給費ヲ受クル者左ニ掲クル一ニ該當スルトキハ直ハ給費ヲ罷ム

一 學業懈怠若ハ成績不良ナル者

一 品行不良ノ者

一 休學シタル者

一 其他學校長ニ於テ成業ノ見込ナシト認メタル者

第五十五條 有志者ヨリ獎學ノ爲メ給費資金ヲ寄附セントスルトキハ其ノ目的ニ從ヒ第二號書式ニ準シ開陳書ニ通テ差出シ學校長ノ承諾ヲ受クルモノトス

第五十六條 寄附者ハ給費ヲ受クル者ニ對シ卒業後某事業ニ従事セシムルコトヲ條件トナスコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ第三號書式ニ準シ開陳書ヲ差出スヘシ

第五十七條 有志者ヨリ本校生徒ニ學費貸給方ヲ本校ヘ依頼スルトキハ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ貸給者ト受給者ト直接契約ヲ取結フヘキモノトス

第九章 研 究 生

第五十八條 本校卒業者ハ學年ノ始メニ於テ學校長ノ許可ヲ經テ研究生タルコトヲ得

第五十九條 研究生ノ在學期限ハ二年トス

第六十條 研究生ハ教官ノ指導ニ依リ精深ナル程度ニ於テ既修ノ學科目又ハ之レト關聯セル本校所設ノ學科目ヲ選修スルモノトス

第六十一條 研究生ノ授業料ハ第七章ノ規定ニ依ル

第六十二條 研究生研究ヲ終リタルトキハ其ノ結果ヲ報告スヘシ學校長ハ成績ヲ考査シタル上證明書ヲ授與ス



第十章 選科生

第六十三條 一部科中ノ一學科目又ハ數學科目ヲ選修センコトヲ出願スル者アルトキハ授業上差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可ス

第六十四條 選科生ハ其ノ所選ノ學科目ヲ學修スルニ堪フル學力アルコトヲ要ス

第六十五條 選科生ノ檢定料入學料及授業料ハ第四章第二十條第二十一條及第七章ノ規定ニ依リ之ヲ納付セシム

第六十六條 選科生其ノ所選ノ學科目ヲ修了シタルトキハ本人ノ申請ニ依リ修了證書ヲ授與ス

第六十七條 選科生ニハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外總テ本校諸規則ヲ適用ス

第十一章 委託生

第六十八條 本校ハ官廳學校會社等ノ依囑ニ應シ委託生ヲ置クコトアルヘシ

第六十九條 委託生ハ本科生、選科生、特修科生、專修科生若ハ速成科生トシテ入學セシム但シ時宜ニ依リ之カ爲メ特別科ヲ設クルコトアルヘシ

第七十條 委託生ハ學力考査ノ上相當學年ニ入學セシム

第七十一條 委託生ニシテ本科生、選科生、特修科生、專修科生若ハ速成科生タル者ニハ當該學科ノ規則ヲ適用ス

第七十二條 委託生ノタメ特別科ヲ設クルトキハ其ノ都度修業年限、學科課程、授業料等ニ關スル規則ヲ定ム

第十二章 制服

第七十三條 本科生徒ノ制服ハ制帽、制服、靴、脚絆、略帽、夏服及略袴トス

第七十四條 制帽制服等ニ關スル規定左ノ如シ

制	製	式	品	質	色
制 服	背 廣 形 立 襟		小倉織、ヘル、セル		黒、紺
紐	炬火蓋ニL字ヲ纏ヒ左右ニ翼ヲ張ル		眞 鍮		金
襟 章	HEFDTPISPoCM Si Ma 又ハTPノ字		七 寶		銀
同	LJT 又ハCノ字		同 右		同 右
制 帽	海 軍 形		羅 紗		黒
帽 章	炬火蓋ニL字ヲ纏ヒ左右ニ翼ヲ張ル		L字眞鍮他ハ七寶		L字金他ハ銀
靴	編上ケ又ハ短靴		皮		黒
脚 絆	卷 脚 絆		羅 紗		カーキ一色

第七十五條 略帽ハ麥稈ニシテ帽章ヲ附ス夏服ハ黒、紺、鼠又ハ霜降トシ製式及品質ハ制服ニ同シ但



シ夏服又ハ略袴ヲ用フル時ニ限り茶褐色ノ靴ヲ穿ツコトヲ得  
略袴ハカーキ一色トス地質制服ニ同シ  
第七十六條 脚絆ハ體操ノ授業其他必要ニ應シ之ヲ着用ス

第十三章 寮

第七十七條 學寮ハ毎年第一學期ノ始メニ開キ第三學期ノ終ニ閉ツ但シ八月ハ休止ス  
第七十八條 學寮ハ主トシテ本科第一學年生徒ヲ寄宿セシム  
第七十九條 學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分チ納付スヘシ

第一學期 納額六圓 納期(四月十三日ヨリ  
同 廿四日マデ)

第二學期 同 八圓 同 (九月十三日ヨリ  
同 十五日マデ)

第三學期 同 六圓 同 (一月十三日ヨリ  
同 十五日マデ)

第八十條 第一學期ニ於テ六月一日以後、第二學期ニ於テ十一月一日以後、第三學期ニ於テ二月十六日以後入寮スル者ニハ當該學期學寮費納額ヲ半減シ入寮前ニ之レヲ納付セシム  
第八十一條 既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス  
第八十二條 學寮費滞納ノ者ニ對シテハ學則第四十三條ヲ準用ス  
第八十三條 學寮ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十四章 懲罰

第八十四條 規則及命令ニ違背スル者校内ノ風教ヲ害スル者又ハ怠惰不品行等生徒タルノ本分ニ背キタル者ハ其ノ輕重ニ應シテ之ヲ處罰ス但シ處罰ハ德義ニ基キテ之ヲ斷シ單ニ形跡ノミニ拘ハラサルヘシ  
第八十五條 罰科ヲ分チテ戒飭、謹慎、退學ノ三種トシ戒飭ハ訓誨ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時特別ノ監督ノ下ニ反省セシメ退學ハ學校ヨリ退校ヲ命スルモノトス  
謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

第十五章 圖書機械及標本

第八十六條 本校所有又ハ委託ヲ受ケタル圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏メ保管ス  
第八十七條 本校圖書使用等ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム  
第八十八條 本校所管又ハ委託ヲ受ケタル器械及標本等ハ各所屬教室ニ備ヘ付ケ又ハ書庫ニ藏置ス生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ器械及標本ヲ使用スルコトヲ得  
第八十九條 本校ノ圖書、器械、標本等ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十六章 特修科



第九十條 特ニ或ル外國語ノ速成ヲ必要トスル場合其ノ語ノ特修科ヲ設ク  
 第九十一條 特修科ノ修業年限ハ二年トス  
 第九十二條 特修科ノ學科目及每週教授時數ハ次ノ如シ

學科	科目	第一學年		第二學年	
		每週	教授時數	每週	教授時數
修身		一	一	一	一
外國語	漢語	二〇	一八	三	一
國語	漢文	二	三	一	一
歷史				一	一
富該國々情				二	二
法學	通論			二	一
國際法				二	二
經濟學	原論			二	一
哲學				二	二
教育學				三	二
體操				三	三
計				三四	三四

第九十三條 特修科ノ入學資格ニ關シテハ第十四條ヲ適用シ試驗ノ上第一學年ニ入學ヲ許可ス  
 入學試驗學科目ニ關シテハ第十五條ヲ準用ス但シ外國語ハ支那語ヲ以テ受験スルコトヲ得  
 第九十四條 入學志願者ノ提出書類及其ノ手續ニ關シテハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム  
 第九十五條 入學檢定料ハ金五圓トシ第二十條ヲ適用ス  
 第九十六條 特修科ノ授業料ハ一學年金八拾圓トシ第四十二條ニ依リ之ヲ納付セシム  
 第九十七條 特修科生徒ノ服制ハ第十二章規定ニ依ル但シ左襟章ヲ缺ク  
 第九十八條 入學ヲ許可セラレタル者ハ速ニ保證人ヲ定メ指定ノ期日內ニ書式第四號ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ保證人ニ付テハ第二十二條ノ規定ヲ適用ス  
 第九十九條 特修科生ニハ第三章、第十二條、第十六條、第十七條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第五章、第六章、第四十三條乃至第五十條、第十三章、第十四章、第十五章ヲ適用又ハ準用ス

第十七章 專修科

第一百條 專修科ハ速成ヲ旨トシ本校所設ノ外國語ヲ教授スルモノトス  
 第一百一條 專修科ニ於テハ文部大臣ノ許可ヲ得テ本校所設以外ノ外國語ヲ教授スルコトアルヘシ  
 第一百二條 專修科ノ修業年限ハ二年トス  
 第一百三條 專修科ノ授業時數ハ一週十時間トス但シ授業時ハ午後四時半以後トス  
 第一百四條 專修科ノ入學期ハ學年ノ始メトス但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ



第一百五條 專修科ハ時宜ニ依リ某語ノ生徒募集ヲナササルコトアルヘシ

第一百六條 專修科ハ生徒數過少ナルトキハ某語ノ授業ヲナササルコトアルヘシ

第一百七條 專修科ノ入學資格ハ專門ノ學術技藝ヲ修メ又ハ一定ノ職業ヲ有スル者ニシテ外國語檢定ノ上所選ノ外國語ヲ修ムルニ堪フル學力アリト認メラレタル者トス

第一百八條 專修科入學志願者ハ履歷書ニ入學檢定料及寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本校ニ差出スヘシ

入學檢定料ハ金貳圓トシ納付後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業者若ハ修了者ニシテ入學スルモノハ之ヲ納付スルニ及ハス

第一百九條 專修科入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學科金貳圓ヲ指定ノ期日內ニ納付スヘシ但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者本校卒業者若ハ修了者ニシテ入學スル者ハ之ヲ納付スルニ及ハス

第一百十條 專修科ノ授業料ハ一學年金五十圓トシ左ノ區分ニ依リ納付スヘシ

第一學期 金貳拾五圓(四月十一日ヨリ同十五日マデ)

第二學期 金拾五圓(九月十一日ヨリ同十五日マデ)

第三學期 金拾圓(一月八日ヨリ同十五日マデ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス

新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第一百一條 專修科ニ在リテハ各學年授業時數ノ二分ノ一以上出席シタルモノニアラサレハ及第セシメス第二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第一百十二條 專修科生ニハ本校學則第三章第四章第二十三條乃至第二十五條第五章第二十六條乃至第三十一條第三十三條第三十四條第六章第七章第四十三條乃至第五十條第十四章第十五章ヲ適用又ハ

準用ス

第一百十三條 第一百七條ノ資格ナキ者ト雖モ授業上差支ヘナキ限り檢定ノ上聽講上トシテ專修科ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ但シ聽講生ノ入學檢定料入學料及授業料ハ本章第一百八條乃至第一百十條ノ規定ニ依ル

### 第十八章 速成科

第一百十四條 速成科ハ實用速成ヲ主トシ本校所設ノ外國語ヲ教授スルモノトス

第一百十五條 速成科ニ於テハ文部大臣ノ許可ヲ得テ本校所設以外ノ外國語ヲ教授スルコトアルヘシ

第一百十六條 速成科ノ修業年限ハ一年以內トシ授業時數ハ一週十時間以上トス

第一百十七條 檢定ノ上所選ノ語學ヲ修ムルニ堪フル學力アリト認ムル者ハ速成科ニ入學ヲ許可ス

第一百十八條 速成科ノ入學期ハ學年ノ始トス但シ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第一百十九條 速成科ハ時宜ニ依リ某語ノ生徒募集ヲ爲ササルコトアルヘシ

第一百二十條 速成科ノ入學志願者ハ履歷書ニ入學檢定料及寫眞ヲ添ヘ指定ノ期日內ニ本校ニ差出スヘシ



入學檢定料ハ金貳圓トシ納付後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業者若ハ修了者ニシテ入學ヲ志望スル者ハ之ヲ納付スルニ及ハス

第二百一十一條 速成科ニ入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學料金貳圓ヲ指定ノ期日内ニ納付スヘシ但シ本校學則第八條ニ依リ兼修スル者及本校卒業者若ハ修了者ニシテ入學スル者ハ之ヲ納付スルニ及ハス

第二百二十二條 速成科ノ授業料ハ一學年金五十圓トシ左ノ區分ニヨリ納付スヘシ

第一學期 金貳拾五圓(四月十一日ヨリ同 十五日マテ)

第二學期 金拾 五圓(九月十一日ヨリ同 十五日マテ)

第三學期 金拾 圓(一月 八日ヨリ同 十五日マテ)

但シ休日ニ當ルトキハ順次繰下クルモノトス

新ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ第一學期分授業料納付期日ハ別ニ之ヲ指定ス

第二百二十三條 速成科ニ在リテハ總授業時數ノ二分ノ一以上出席シ成績考査ニ及シタル者ニハ修了證書ヲ授與ス

第二百二十四條 速成科生ニハ本校學則第三章第四章第二十三條乃至第二十五條第五章第二十六條乃至第三十一條第三十三條第三十四條第六章第七章第四十三條乃至第五十條第十四章第十五章ヲ適用スハ準用ス

第十九章 書 式

書 式 (第一號) 用紙美濃判紙(以下本校ニ差出スヘキ書類皆同シ)

誓 約 書

私儀今般何々給費相受候ニ付テハ御校給費ノ趣旨ニ叶ハンコトニカメ且卒業ノ後ハ寄附者ノ指定ニ基キ某事業ニ従事可致候仍テ保證人連署茲ニ誓約候也

年 月 日

東京外國語學校何語部何科何學年生徒

本人 氏 名 印

現 住 所

職業 保證人 氏 名 印

現 住 所

職業 保證人 氏 名 印

現 住 所

保證人 氏 名 印



書式(第二號)  
(保證人ノ内一人ハ本人ノ尊屬タルヘキコト)

出金開陳書

(何々給費金ノ名目ヲ以テ)獎學ノ爲メ金何圓也(或ハ年々金何圓何回)ヲ東京外國語學校ニ差出候間  
相當ノ生徒御選定給與相成度此段開陳候也

現住所

年月日

官位勳功學位爵

氏

名印

東京外國語學校長宛

書式(第三號)

出金開陳書

何語部生徒何名分學資トシテ金何圓也(或ハ年々金何圓何回)ヲ東京外國語學校ニ差出候間相當ノ生  
徒御選定給與相成度候尤右生徒卒業ノ上ハ某事業ニ從事致サセ度儀ニ有之候間此旨豫メ誓約セシメ  
ラレ度此段併テ開陳候也

現住所

年月日

官位勳功學位爵

氏

名印

東京外國語學校長宛

書式第四號

保證書

收入  
印紙

本籍

戸主トノ續柄

語部科第 學年

氏

名

年月日生

今般右何某儀御校へ入學御許可相成候ニ付テハ在學中監督保護ノ責ニ任スルハ勿論學籍ヲ離レシ後ト  
雖モ在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ必ス履行可爲致萬一違背致候節ハ拙者ニ於テ一切引受可申此段保  
證候也

本籍

職業

現住所

父兄

氏

名印

年月日生

年月日



附 則

- 一、本學則ハ昭和二年四月一日ヨリ實施スルモノトス
- 一、本學則施行ノ際現ニ在學スル生徒ノ修業年限並學科課程ニ關シテハ從前ノ學則ニ依ル

第七 生徒心得

- 一 理想ヲ高尚ニシ學德ノ進修ヲ期スヘシ
- 二 操守ヲ固クシ自己ノ責任ヲ重ンスヘシ
- 三 心身ヲ鍛鍊シ剛健快活ノ氣象ヲ養フヘシ
- 四 師長ヲ尊敬シテ恭謙ノ誠ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ和衷協同ノ實ヲ舉クヘシ
- 五 外國人ニ對シテハ殊ニ言行ヲ慎ミ常ニ親和ノ精神ヲ以テ接スヘシ

第八 細 則

本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授、生徒主事、助教、生徒主事補、講師及外國人教師ヲ包含ス  
 本細則ニ於テ事務員ト稱スルハ書記、事務囑託及雇員ヲ云フ  
 本細則ニ於テ職員ト稱スルハ教官及事務員ヲ包含ス

一 學則施行細則

第一章 授 業

- 第一條 各部各科ノ選擇學科目ハ前學年第二學期ノ終迄ニ其ノ志望ヲ届出ツヘシ
- 第二條 選擇學科目及隨意學科目ハ在學中變更スルコトヲ得ス
- 第三條 佛語又ハ獨語ヲ以テ入學試驗ニ應シタル者ハ第二外國語中英語ヲ選擇スルコトヲ得ス
- 第四條 隨意學科目ハ之ヲ學修スル者ニハ正科目トス
- 第五條 每週授業ノ日課ハ學期ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學期ノ半途又ハ臨時之ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第六條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク
  - 一 試験、儀式、訓示、講演、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ
  - 二 教官ノ缺員、出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ
- 第七條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ
- 第八條 教科用圖書ハ學科主任主任及擔任教官ノ意見ヲ聽キ學校長之ヲ定ム

第二章 編 成



第九條 文科ハ便宜ノ爲メ分チテ文學科及法律科トス  
 第十條 學級ハ第一學年ノ始メ部ニ依リテ編成スルヲ通則トスルモ同一部學年ヲ二箇以上ノ學級ニ編成スルコトアルヘシ  
 第十一條 各學級ニ總代四人以内ヲ置ク  
 級總代ハ當該學級生徒ヲシテ五選セシメ學校長之ヲ命ス  
 但シ各部第一學年級ノ學級總代ハ五選ノ方法ヲ用ヒス學校長之ヲ命ス  
 第十二條 級總代ハ部科主幹ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス  
 第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第三章 成績考査及試験

第十四條 學業成績考査ノ科目單位數ヲ定ムルコト左ノ如シ

英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 文科

外國語	修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
五	一	四	一	四	一
四	一	四	一	四	一

第二外國語	國語	歷史	經濟	言語學	文學史	哲學	教育學	社會學	體操	計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一
—	—	※	※	—	—	—	—	—	—	※一一

備考 ※印ヲ附セル學科目ハ隨意科目トス以下同シ

英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 文科

法律科



計	體操	社會學	教育學	法律學	論理學	經濟學	歷史	國語	第二外國語	外國語	修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
一〇	一				一		一	一		五	一				
一一	一			二		一		一	一	四	一				
一一	一			四					一	四	一				
※一	一										一				
※一	一	※一	※一		三		一	一	一	四	一				

英、佛、獨、露、伊、西、葡語部 貿易科

計	體操	教育學	法律學	貿易事情	商業實務	商業	經濟	國語	第二外國語	外國語	修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
一一	一				二	一		一		五	一				
一一	一				一	一	一	一	一	四	一				
※一	一		※一			一			一	四	一				
※一	一	※一	二	一	一	二	※一	一	一	三	一				







但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	二	三				
一二	二	三				
※一二	二	二				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ文學史ヲ缺ク

蒙古語部文科 法律科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	二	二				
一二	二	二				
※一二	二	二				

外英語部文科法律科ニ同シ

蒙古語部 貿易科及拓殖科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一一	二	三				
一二	二	二				
一二	二	二				
※一二	一	二				

外英語部貿易科ニ同シ

暹羅、ヒンドスタニ及タミル語部文科 文學科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	三	三				
一二	三	三				
※一二	三	二				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル



暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部文科、法律科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	二	三				
一一	二	三				
一一	三	二				
※一一	三	二				

暹羅、ヒンドスタニー及タミル語部 易質科及拓殖科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一一	二	三				
一一	二	三				
※一一	三	二				
※一一	二	二				

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

馬來語部 I 類文科 文學科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	二	三				
一一	三	二				
※一一	二	二				

外英語部文科文學科ニ同シ但シ文學史ヲ缺ク

馬來語部 I 類文科 法律科

計	外國語		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	乙	甲				
一〇	二	三				
一一	二	二				
一一	二	二				
※一一	二	二				

外英語部文科法律科ニ同シ



		外國語		馬來語部 I 類 貿易科及拓殖科			
		乙	甲	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
計	外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ			二	三	二	二
				二	二	二	一
計	外英語部文科法律科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			一〇	一一	一一	二二
計	外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク			一一	一一	一一	二二

但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル

馬來語部 II 類文科 文學科

		外國語		馬來語部 II 類文科 法律科			
		乙	甲	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
計	外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ			二	三	二	二
				二	二	二	一
計	外英語部文科法律科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			一〇	一一	一一	二二
計	外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク			一一	一一	一一	二二

馬來語部 II 類文科 法律科

		外國語		馬來語部 II 類 貿易科及拓殖科			
		乙	甲	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
計	外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			二	三	二	二
				二	二	二	一
計	外英語部文科法律科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			一〇	一一	一一	二二
計	外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク			一一	一一	一一	二二

馬來語部 II 類 貿易科及拓殖科

		外國語		馬來語部 II 類 貿易科及拓殖科			
		乙	甲	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
計	外英語部貿易科及拓殖科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			二	三	二	二
				二	二	二	一
計	外英語部文科法律科ニ同シ但シ第二外國語ヲ缺ク			一〇	一一	一一	二二
計	外英語部文科文學科ニ同シ但シ第二外國語及文學史ヲ缺ク			一一	一一	一一	二二



但シ第三學年ニ於ケル※一ハ貿易科ニ限ル  
備考 同一學科目ニシテ二單位及以上ヲ爲スモノニ對シテハABC等ノ文字ヲ以テ之ヲ表示ス其ノ  
内容ハ學校長之ヲ定ム

## 二 圖書館規則

### 第一章 總 則

- 第一條 本校ノ圖書ハ總テ書庫ニ貯藏スルモノトス
- 第二條 圖書ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 第一種 通常圖書
  - 第二種 特別圖書
- 第三條 本校職員生徒及卒業者ハ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得
- 第四條 本校職員ハ圖書ヲ借受クルコトヲ得
- 第五條 本校職員及研究生ハ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得
- 第六條 本校生徒ハ擔任教官ノ保證ヲ得テ教科書又ハ參考書ヲ借受クルコトヲ得
- 第七條 第二種ノ圖書ヲ閱覽シ若ハ借受ケント欲スルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第八條 第一種ノ辭書諸學科ニ通スル參考書及閱覽室備付ノ圖書ヲ借受ケント欲スルトキ亦同シ
- 公用ニアラサレハ同一ノ圖書二部以上ヲ閱覽シ又ハ借受クルコトヲ得ス

- 第九條 教授又ハ事務上特ニ必要ノ圖書ハ學校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得
- 前項ノ場合ニハ保管ノ責任者ヲ定ムヘシ
- 第十條 本館ハ圖書ノ委託ヲ受クルコトアルヘシ
- 前項ニ依リ委託セラレタル圖書ハ委託圖書ニ關スル特別規定ノ外ハ本校ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスヘシ

### 第二章 圖書借覽

- 第十一條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽證用紙ニ式ノ如ク記入シテ圖書閱覽票ヲ添ヘ之ヲ掛員ニ差  
出スヘシ
- 第十二條 生徒閱覽所ニ出入セントスルトキハ圖書閱覽票ヲ携帯スヘシ
- 第十三條 生徒ニシテ圖書ヲ閱覽セント欲スルモノハ學年毎ニ圖書閱覽票ノ交付ヲ受クヘシ
- 第十四條 圖書ハ閱覽所ニ於テ閱覽シ他所ヘ携出スルコトヲ得ス
- 第十五條 生徒ハ一員ニ付同時ニ五冊以上ヲ閱覽スルコトヲ得ス
- 第十六條 閱覽所ニアリテハ喫煙音讀談話等渾テ他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラス
- 第十七條 閱覽所ハ休業ノ日ヲ除クノ外毎日午前八時ヨリ午後六時マテ之ヲ開ク  
但シ土曜ハ午後四時限リトス
- 第十八條 圖書ヲ借受ケントスル者ハ之ヲ借用證用紙ニ認メ署名ノ上掛員ニ差出スヘシ
- 第十九條 圖書ノ貸付冊數ハ五冊ヲ以テ限度トス



但シ公用ノモノハ此限ニアラス

第二十條 借受圖書ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス

第二十一條 借受圖書ハ七月十日迄ニ返納スルコトヲ要ス

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ其ノ借受ケタル圖書ハ悉ク之ヲ返納スルコトヲ要ス

一 職員カ退職若ハ轉任スルトキ

二 生徒カ卒業退學若ハ休學スルトキ

第二十三條 貸付ケタル圖書ハ臨時返納セシムルコトアルヘシ

### 第三章 制 裁

第二十四條 圖書ヲ亡失毀損シタルトキハ修理ヲ加ヘシメ又ハ同一ノ圖書ヲ以テ償ハシム

但シ時宜ニ依リ修理費用又ハ相當ノ代價ヲ徵收スルコトアルヘシ

第二十五條 本則ニ違背シタルモノハ其ノ輕重ニ從ヒ一定ノ期間又ハ無期限ニ圖書ノ閱覽及借受ヲ禁スルコトアルヘシ

### 三 委託圖書、器械及標本取扱手續

第一條 本校圖書館規則第十條ニ依リ圖書ヲ委託セントスルモノハ申込書ニ目錄ヲ添付シテ學校長ニ差出スヘシ

目錄ニハ著者名、書名、冊數及價格等ノ要件ヲ記載スヘシ

第二條 本校ハ委託ニ應シ圖書ノ引渡ヲ受ケタルトキハ委託圖書預證ヲ交付ス

但シ新聞紙雜誌等ニ對シテハ此限リニアラス

第三條 新聞紙雜誌等ニシテ合本シタルモノハ書籍ト見做ス

第四條 圖書委託者ハ其ノ委託圖書ニ限リ閱覽シ又ハ借受タルコトヲ得

第五條 委託圖書ノ保存上必要ナル修理ハ委託者之ヲ負擔ス

第六條 委託圖書ハ本校ノ都合ニヨリ委託ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコトアルヘシ

第七條 圖書ノ委託期限ハ左ノ二種トス

一 通常期限 五箇年

一 特別期限 委託者ノ希望ニ依リ本校之ヲ定ム

新聞紙雜誌等ハ前年分ヲ翌年三月迄ニ還付スルモノトス

第八條 前條ノ期限内ト雖モ委託者ノ希望ニ依リ止ムヲ得サルモノト認メタルトキハ其ノ委託ヲ解除スルコトアルヘシ

第九條 委託期限滿了シタルトキハ委託者ノ希望ニ依リ引續キ委託ニ應スルコトアルヘシ

第十條 火災盜難其ノ他事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

第十一條 委託器械標本ノ取扱ハ委託圖書取扱手續ニ準ス

### 四 生徒心得細則

第一條 生徒ハ本校教官ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ



- 第二條 本科選科及特修科生徒ノ服裝ハ本校規定ノ服制ニ據ル  
但シ選科及特修科生徒ニハ左襟章ヲ缺ク  
委託選科生徒ニシテ公定服制アル者ハ之ニ據ルコトヲ得  
專修科及速成科生徒ハ洋服又ハ袴ヲ着用スヘシ
- 第三條 生徒校内ニ於テ揭示ヲナシ又ハ會合ヲナサントスルトキハ其目的、時日及場所ヲ具シ豫メ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 生徒本籍氏名又ハ宿所ヲ變更シタルトキハ速ニ届出ツヘシ
- 第五條 校内所定外ノ場所ニ於テ飲食喫煙スヘカラス
- 第六條 諸願伺届ハ特ニ指定シタルモノノ外ハ總テ生徒課ヘ差出スヘシ
- 第七條 告示ハ之ヲ掲ケタル日ヨリ一般ニ了知セラレタル者ト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ
- 第八條 學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他學校ノ入學試験ヲ受クルコトヲ得ス

### 五 學寮寮則

#### 第一章 總 則

- 第一條 學寮ハ生徒修學ノ便ヲ圖リ共同生活ニヨリ品性ノ向上ニ力メシムル所トス

- 第二條 學寮ハ本校生徒課長之ヲ監督ス
- 第三條 校長ハ本校教官中ヨリ舍監ヲ選任シ生徒課長ヲ扶佐セシム
- 第四條 寮生ノ生活ハ生徒課長及舍監指導ノ下ニ自治制ヲ以テ之ヲ律セシム

#### 第二章 入寮及退寮

- 第五條 學寮ハ毎年第一學期ノ始メニ開キ第三學期ノ終リニ閉ツ  
但シ八月ハ休止ス其ノ他都合ニヨリ休止スルコトアルヘシ
- 第六條 學寮ハ主トシテ本科第一學年生徒ヲ寄宿セシム
- 第七條 入寮希望者ハ別紙様式保證人連署ノ上願ヒ出ツヘシ但シ保證人タル可キ者ハ父兄又ハ之ニ代ル可キモノニ限ル
- 第八條 退寮セントスル者ハ別紙書式ニ則リ保證人連署ヲ以テ願ヒ出スヘシ
- 第九條 入寮ヲ出願スル者ノ數收容人員ヲ超過シタルトキハ學校長適宜ノ方法ニヨリ入寮者ヲ定ム
- 第十條 寮室人員ノ配當ハ生徒課長之ヲ定ム
- 第十一條 寮生疾病ニ罹リタルトキハ外泊療養セシメ又ハ退寮セシムルコトアルヘシ
- 第十二條 寮生ニシテ學寮ノ目的ニ違反スル行爲アリタルトキハ退寮ヲ命ス

#### 第三章 學寮費及賄費



第十三條 學寮費ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分チ本校會計課ニ納付スヘシ

第一學期 納額六圓 納期四月十三日ヨリ同廿四日マテ

第二學期 納額八圓 納期九月十三日ヨリ同十五日マテ

第三學期 納額六圓 納期一月十三日ヨリ同十五日マテ

學寮費ニハ暖房費ヲ含マス

第十四條 第一學期ニ於テ六月一日以後、第二學期ニ於テ十一月一日以後、第三學期ニ於テ二月十六日以後入寮スル者ニハ當該學期學寮費納額ヲ半減シ入寮後三日以内ニ之ヲ納付セシム

第十五條 既納ノ學寮費ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返付セス

第十六條 學寮費滯納ノ者ニ對シテハ登校ヲ禁シ其ノ滯納ニ週間ニ及フモノハ除名スルコトアルヘシ

第十七條 賄費ハ時價ニヨリ別ニ之ヲ定ム

第十八條 賄費ハ毎月二十五日迄ニ學寮會計掛ニ納付スヘシ但シ二十五日以後ニ入寮ノ者ハ入寮ノ際納付スヘシ

### 第四章 起床門限等

第十九條 學寮ニ於ケル起床時刻、門限等ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 起床 午前 六時
- 一 門限 午後十時三十分
- 一 消燈 同 十二時

但シ生徒課長ハ必要ニ應シ右ノ時刻ヲ變更スルコトヲ得

### 第五章 寮 紀

第二十條 寮内ニ於テハ絕對ニ禁酒スヘシ

第二十一條 寮生ノ日常心得ヘキ事項左ノ如シ

- 一 寮内ニ於テハ見苦シキ服裝態度ヲ爲ササルコト
  - 一 外出ニ際シテハ必ス制帽ヲ戴クコト、尙ホ和服ヲ着用スル時ハ必ス袴ヲ着クヘキコト
  - 一 常ニ火氣ニ注意スルコト
  - 一 生徒課長又ハ舍監ノ許可ヲ得タル後ニアラサレハ小使其ノ他ノ傭人等ヲ使用セサルコト
  - 一 學寮ノ建物器具物品等ヲ破毀汚損又ハ亡失シタルトキハ生徒課長又ハ舍監ニ届出テ其責任ヲ明ニスルコト
  - 一 歸寮時限遅刻、歸省、外泊、旅行等ハ豫メ生徒課長又ハ舍監ニ申出テ許可ヲ受クルコト
  - 一 外出中已ムヲ得サル事情アリテ外泊シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ歸寮後直チニ届出ツルコト
- 第二十二條 學寮ノ目的ヲ達シ寮内生活ヲ有意義ナラシムル爲メニ在寮生徒ハ自治機關ヲ設ケ必要ナル規約ヲ定メ生徒課長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ

### 六 服務及分掌規程

#### 第一章 教官ノ服務





- 第一條 教官ハ生徒教育ノ責ニ任ス
- 第二條 教官ハ學校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務部科主幹學科科主任ノ事務及其ノ他ノ校務ニ從事スヘシ
- 第三條 圖書器械標本等ヲ特別ノ室ニ備ヘ付ケタル時ハ關係教官ニ於テ整理保管ノ任ニ當ルヘシ
- 第四條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アル時ハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ
- 第五條 第七條乃至第十條ノ規定ハ之レヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

- 第六條 事務員ハ學校長ノ命ニ依リ課長又ハ課主任ノ指揮ヲ受ケテ分課ノ事務ニ從事スヘシ雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ勤務スヘシ
- 第七條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ執務時限前ニ事由ヲ具シ届出ツヘシ
- 第八條 陸海軍ノ召集又ハ簡閱點呼ニ應スルモノ竝ニ病氣療養、看護又ハ募參ノ爲メ任地ヲ離レントスルモノハ日限行先地ヲ記シテ出發前届出ケ又ハ許可ヲ受クヘシ
- 第九條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケタルトキハ其ノ事項ノ履歷上ニ關係アルモノハ直ニ届出ツヘシ
- 第十條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ直ニ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 校醫ノ服務

- 第十一條 校醫ハ學校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十二條 校醫ハ每學期定時授業時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ
- 第十三條 校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ
- 第十四條 校醫ハ昭和十二年一月二十七日文部省令第二號學校身體檢査規程ニヨリ生徒ノ身體ヲ檢査スヘシ
- 第十五條 校醫ハ第十二條ノ場合ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ
- 第十六條 校醫ハ學校附近又ハ學校内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防又ハ消毒方法ヲ施シ其ノ狀況ニ依リ學校ノ閉鎖又ハ交通遮斷等ニ關シ意見ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第十七條 校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキ生徒課ト打合セヲナシ又ハ學校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務分掌

- 第十八條 本校教育事務ヲ監掌スル爲メ主幹主任及教官會ヲ置ク  
主 幹
- 第十九條 本校生徒ノ教育ニ關シ其ノ改良進歩ヲ圖リコレカ實施ノ責ニ任セシムル爲メ各部竝ニ各科ニ主幹一人ヲ置ク  
但シ某部科主幹ヲシテ他ノ部科主幹ヲ兼ネシムルコトアルヘシ
- 第二十條 主幹ハ關係教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第二十一條 主幹ノ監掌スヘキ職務ノ概目左ノ如シ



- 一 當該部又ハ當該科生徒ノ教授訓練及身分ニ關スルコト
  - 一 其ノ他當該部又ハ當該科ニ關スルコト
  - 第二十二條 主幹ハ生徒課ト協力シ特ニ生徒ノ性格陶冶ノ任ニ當ルヘシ
  - 第二十三條 學校長ハ主幹會ヲ召集シ必要ノ事項ヲ諮詢スルコトアルヘシ
  - 第二十四條 主幹會ハ課長主幹ヲ以テ組織ス
  - 但シ學校長必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ教官ヲ列席セシムルコトアルヘシ
  - 第二十五條 主幹ハ擔當ノ職務ニ關シ關係教官ニ協議スルコトヲ得
  - 第二十六條 主幹會ノ記錄ハ庶務課ニ於テ整理保管ス
  - 第二十七條 部又ハ科ノ主幹ヲ缺クトキハ生徒課長又ハ生徒課參與之ニ當ルモノトス
- 主 任
- 第二十八條 本校各學科目ノ統一ヲ謀リ授業ヲ改善シ效果ヲ擧クル爲メ各學科目ニ主任一人ヲ置ク
  - 但シ體操ニ限り主任二人ヲ置クコトヲ得
  - 其學科目主任ヲシテ他ノ學科目ノ主任ヲ兼ネシムルコトアルヘシ
  - 第二十九條 學科目主任ハ教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス
  - 但シ助教又ハ講師ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘシ
  - 第三十條 學科目主任ノ監掌スヘキ職務ノ概目左ノ如シ
  - 一 教授要旨及教授要目ヲ整理實施スルコト
  - 一 教授分擔ニ關スルコト

- 一 教授用圖書ノ選定ニ關スルコト
  - 一 教授上ニ要スル圖書、器械、標本、材料等ノ經費豫算調製ニ關スルコト
  - 一 其ノ他該學科目ニ關スルコト
  - 第三十一條 學科目主任ハ教務課ト協力シ主トシテ授業ノ效果ヲ増進センコトヲ圖ルヘシ
  - 第三十二條 學校長ハ主任會ヲ召集シ必要ノ事項ヲ諮詢スルコトアルヘシ
  - 第三十三條 主任會ハ課長及主任ヲ以テ組織ス
  - 但シ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ教官ヲ列席セシムルコトアルヘシ
  - 第三十四條 主任ハ擔當ノ教務ニ關シ關係教官ニ協議スルコトヲ得
  - 第三十五條 主任會ノ記錄ハ庶務課ニ於テ整理保管ス
  - 第三十六條 學科目主任ヲ缺クトキハ教務課長又ハ教務課參與之ニ當ルモノトス
- 教 官 會
- 第三十七條 重要ナル事項ニ關シ學校長ノ諮詢ニ應スル爲メ教官會ヲ設ク
  - 教官會ノ會員ハ教授、生徒主事、助教、生徒主事補トス
  - 但シ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ講師及其ノ他ノ職員ヲシテ本會ニ列席セシムルコトアルヘシ
  - 第三十八條 教官會員ハ教官會議ニ附セント欲スル事項アルトキハ之ヲ學校長ニ申請スルコトヲ得
  - 第三十九條 教官會ノ記錄ハ庶務課ニ於テ整理保管ス

第五章 分課規程



- 第四十條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課、庶務課及會計課ヲ置ク
- 第四十一條 生徒課、教務課、圖書課、庶務課ニ課長ヲ置キ會計課ニ主任ヲ置キ各課ニ課員ヲ置ク
- 第四十二條 生徒課長ハ生徒主事、教務課長、圖書課長、庶務課長ハ教授、會計課主任ハ書記ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第四十三條 課長ノ職務ヲ補助シ若クハ特ニ指定シタル事務ヲ處理セシムル爲メ課參與ヲ置クコトアルヘシ課參與ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第四十四條 各課長及主任ハ學校長ノ命ヲ承ケ其ノ課主管ノ事務ヲ掌理ス
- 第四十五條 各課員ハ上官ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス
- 第四十六條 各課ノ主管事務ニシテ他ノ課ニ關係有スルトキハ關係各課ノ合議ヲ經ヘキモノトス
- 第四十七條 事務ノ所屬不明ナルトキハ學校長ノ指定シタル課ニ於テ之ヲ處理スヘシ
- 第四十八條 學校長ハ校務ニ關シ課長會議ヲ開ク、但シ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ課長以外ノ教官ヲ會議ニ列席セシムルコトアルヘシ
- 第四十九條 各課員ハ常務ノ外時宜ニヨリ他ノ課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 第五十條 事務員ハ交番ニ當直ヲナスヘシ
- 第五十一條 生徒課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
  - 一 生徒ノ訓育風紀及管理ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ出缺及勤惰ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ體育及運動ニ關スルコト

- 一 生徒ノ諸願伺届書ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ揭示廣告及集會ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ服制ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ衛生及身體檢査ニ關スルコト
  - 一 生徒控所ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ身分ニ關スルコト
  - 一 學級總代ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ訓誨及懲戒ニ關スルコト
  - 一 生徒課ニ屬スル文書ノ起案整理保管ニ關スルコト
  - 一 生徒課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 其ノ他生徒監督ニ關スル一切ノ事項
- 第五十二條 教務課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 授業及教務ニ關スルコト
  - 一 教科用圖書ニ關スルコト
  - 一 生徒募集及入學試驗ニ關スルコト
  - 一 學級編成及生徒ノ修業部科及選擇學科目ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ學籍ニ關スルコト
  - 一 生徒ノ退學、休學、修學旅行、見學、教育演習等ニ關スルコト



- 一 生徒ノ學業成績考査進級卒業ニ關スルコト
  - 一 臨時休業ニ關スルコト
  - 一 教官室ニ關スルコト
  - 一 教室教具及運動場ニ關スルコト
  - 一 教具教材ノ設備保管ニ關スルコト
  - 一 授業ノ視察者又ハ參觀者ニ關スルコト
  - 一 教務ニ關スル統計表類調製ニ關スルコト
  - 一 教務課ニ屬スル文書ノ起案整理保管ニ關スルコト
  - 一 教務課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 其ノ他教務ニ關スル一切ノ事項
  - 一 教務課ニ在テハ專修科速成科ニ關スル教務ヲ別ニ取扱フコトヲ得
- 第五十三條 圖書課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 圖書印章ノ監守ニ關スルコト
  - 一 圖書ノ出納整理保管ニ關スルコト
  - 一 購入圖書ノ審査ニ關スルコト
  - 一 圖書ノ貸付及閱覽ニ關スルコト
  - 一 圖書ニ係ル帳簿ニ關スルコト
  - 一 閱覽室ノ秩序ニ關スルコト

- 一 圖書館内ニ藏置スル器械標本等ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 圖書課ニ關スル文書ノ起案整理保管ニ關スルコト
  - 一 圖書課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事項
- 第五十四條 庶務課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 御眞影及勅語ニ關スルコト
  - 一 學校長ノ官印及校印ノ監守ニ關スルコト
  - 一 公文書類ノ接受起草發送及其整理保管ニ關スルコト
  - 一 本校ノ諸規則ニ關スルコト
  - 一 學校長ノ命令傳達及揭示ニ關スルコト
  - 一 記録ノ編纂保管ニ關スルコト
  - 一 一覽年報官報報告及統計報告ニ關スルコト
  - 一 儀式ニ關スルコト
  - 一 職員ノ履歷ニ關スルコト
  - 一 職員ノ服務ニ關スルコト
  - 一 卒業者ニ關スルコト
  - 一 生徒兵役ニ關スルコト



- 一 卒業、修了、在學證明ニ關スルコト
  - 一 當直ニ關スルコト
  - 一 會議召集ニ關スルコト
  - 一 式場會議室及食堂ニ關スルコト
  - 一 物品ノ授受及寄贈ニ關スルコト
  - 一 庶務ニ係ル文書ノ起案整理保管ニ關スルコト
  - 一 庶務課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 其ノ他他課ノ主管ニ屬セサル一切ノ事項
- 第五十五條 會計課ハ左ノ事項ヲ掌理ス
- 一 收支豫算及決算ニ關スルコト
  - 一 金錢及物品ノ出納保管ニ關スルコト
  - 一 物品ノ調製、棄却、賣却、貸借ニ關スルコト
  - 一 官有財産及資金ノ保管ニ關スルコト
  - 一 會計帳簿ニ關スルコト
  - 一 校舍ノ建築營繕ニ關スルコト
  - 一 給水電燈瓦斯暖房通信機等學校ノ設備ニ關スルコト
  - 一 校地樹木ノ手入ニ關スルコト
  - 一 校舍校地ノ警備取締ニ關スルコト

- 一 備人ノ監督及進退ニ關スルコト
  - 一 會計ニ係ル公文書類ノ起草整理保管ニ關スルコト
  - 一 會計課ニ屬スル物品ノ整理保管ニ關スルコト
  - 一 其ノ他會計ニ關スル一切ノ事項
- 會計課主任及課員ハ別ニ定ムル物品會計規程細則ニ據リテ執務スヘシ

七 物品會計規程施行細則 (昭和四年二月十九日文部大臣認可)

- 第一條 本校ノ所有ニ屬スル物品ハ學校長之ヲ管理シ、其ノ保管及出納ハ物品會計規則並ニ文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ヲ大別シテ備品、消耗品ノ二種トシ又備品ノ各課共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ專用スルモノヲ專用備品トス
- 但シ備品、消耗品ノ種別ハ品質及用途ニ依リ學校長之ヲ定ム
- 第三條 物品ノ出納ハ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ行フヘシ
- 第四條 各課所要ノ物品ハ物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ品目、數量、需要ノ事由等ヲ記載シタル請求書ヲ會計課ニ差出スヘシ
- 但シ注文中圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添付スヘシ
- 第五條 前條ノ請求ヲ受ケタルトキ物品會計官吏ハ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ之ヲ當該物品監守者



又ハ物品取扱主任ニ交付シ受領ノ證トシテ所定ノ傳票ニ捺印セシメ若クハ受領證ヲ徴スヘシ其ノ購  
入シタルモノ亦同シ

第六條 通常所要ノ物品ハ會計課ニ於テ一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ一回若クハ數回ニ取纏メ購入藏置ス  
ヘシ

第七條 生産又ハ寄贈ニ係ル物品ハ會計課ニ於テ其ノ品目、數量及價格若クハ評價ヲ付シ受入ノ手續  
ヲナスヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ハ直ニ物品出納簿ニ登記シ備品ニアリテハ現品ニ記號番  
號ヲ付スヘシ

第九條 物品ノ監守及取扱ニ關スル責任ニ任セシムル爲メ各課ニ物品監守者及物品取扱主任各一名ヲ  
置キ學校長之ヲ命ス但シ職員各自專用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシムヘシ、各課物品監守者ノ所  
屬監守區域ヲ定ムルコト左表ノ如シ

部局課名	物品監守區域表
生徒課	監守區域
生徒第一分課	生徒課室、生徒控室、醫務室、喫煙室 寄宿舎、官舎
教務課	教務課室、教官室、教官讀書室、印刷室、教室

教務第一分課	體操教官室、屋內體操場兼柔劍道場、運動場
教務第二分課	銃器室
教務第三分課	音聲學實驗室
圖書課	圖書課室、閱覽室、書庫、標本室
庶務課	庶務課室、校長室、應接室、會議室、宿直室、講堂
會計課	會計課室、小使室、門衛所、湯殿、食堂、他ノ課ニ屬セサル區域

(倉庫ハ物品會計官吏ノ區域トス)

第十條 物品監守者、物品取扱主任ハ備品監守簿、消耗品受拂簿ヲ備ヘ物品ノ受授ヲナシタル場合ハ  
直ニ之ヲ記入スヘシ但シ郵便切手ノ受拂ニ就テハ郵便切手受拂簿ヲ備ヘ別途ニ記帳整理スヘシ

第十一條 物品監守者及物品取扱主任更迭シタルトキハ前任者、後任者立會ノ上物品監守簿、消耗品  
受拂簿ト現品ヲ對照シ其ノ受繼ヲ了シタル年月日ヲ帳簿ニ記入シ相互記名捺印スヘシ

第十二條 物品監守者中ノ物品ニシテ自然ニ毀損シ修理又ハ引換ヲ要スルモノアルトキハ直ニ會  
計課ニ修理又ハ引換ヲ請求スヘシ

會計課ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ直ニ物品監守者ニ引渡スヘシ

第十三條 物品監守者中ノ物品ニシテ不用トナリタルモノハ會計課ニ返付シ其ノ監守簿ニ物品會  
計官吏ノ受領證印ヲ徴シ其ノ事由年月日ヲ記スヘシ



第十四條 物品會計官吏ニ於テ前條ノ物品返付ヲ受ケ將來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十五條 物品監守者監守物品ノ票札ヲ汚損シ又ハ紛失シタルモノアルトキハ直ニ物品會計官吏ニ通告シ更ニ票札ノ貼付ヲ乞フヘシ

第十六條 物品監守者監守中ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ品名、數量、記號、番號等ヲ取調ヘ始末書ヲ具シ物品會計官吏ヲ經由シテ學校長ニ申報スヘシ

第十七條 各課所屬ノ物品ハ物品會計官吏左ノ各項ニ依リ監督スヘシ  
一 物品ハ毎年一回帳簿ト現品トヲ對照調査スルコト  
一 前項ノ調査ニ於テ物品ノ亡失、毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品使用上ニ付意見アルトキハ學校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト

第十八條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ナラシムル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ  
物品出納簿 備品カード

第十九條 物品監守者ハ物品ノ監守、物品取扱主任ハ消耗品受拂ヲ明確ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ備フヘシ  
備品監守簿 消耗品受拂簿

第二十條 第十八條第十九條ノ外尙補助簿ヲ要スルトキハ適宜之ヲ設クヘシ

第二十一條 物品檢閲ヲ分チテ定期、臨時ノ二種トス  
定期檢閲ハ毎年一回臨時檢閲ハ必要ト認メタル場合ニ之ヲ執行ス

第二十二條 物品檢閲委員ハ左ノ如シ

- 一 委員長 一名 教授ヲ以テ之ニ充ツ
  - 一 委員 若干名 職員中ヨリ命ス
- 第二十三條 物品檢閲委員ノ檢閲事項左ノ如シ

- 一 物品保管ノ適否
  - 二 備品使用ノ適否
  - 三 消耗品消費ノ適否
  - 四 物品缺損ノ有無
  - 五 帳簿ト現品トノ對照
- 第二十四條 物品檢閲上在庫品ニ付テハ物品會計官吏、使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者、消耗品ニ付テハ物品取扱主任ニ於テ其保管監守、取扱ニ屬スル現品及帳簿等ヲ取揃ヘ之レカ點檢ヲ受ケ檢閲上委員ノ質問ニ答辯スヘシ
- 第二十五條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ帳簿ニ檢閲年月日ヲ記入シ委員長之ニ署名捺印スヘシ  
檢閲上故障アリタルトキハ該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ
- 第二十六條 物品檢閲委員其檢閲ヲ了シタルトキハ其ノ頭末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校長ニ申報スヘシ
- 第二十七條 本細則ニ據ル諸帳簿等ノ様式ハ昭和三年二月文部省訓令第一號用紙類標準規格規程ニ依リ調製スヘシ  
但シ前項ノ規程ニ依リ難キモノハ別紙様式ニ依ルヘシ



第二十八條 分任物品會計官吏ノ取扱ニ係ル圖書、機械、標本ハ本細則ニ準シ取扱フヘシ

附 則

本細則ハ昭和四年四月一日ヨリ施行ス

八 御眞影、御親署教育勅語並ニ勅語謄本奉安規程

- 第一條 御眞影ハ校長室内ノ奉安金庫ニ奉安スルモノトス
- 第二條 御親署教育勅語、教育勅語及詔書類ノ謄本ハ奉安金庫内ニ奉安スルモノトス
- 第三條 御眞影、御親署教育勅語及教育勅語並ニ詔書類ノ謄本ハ學校長之ヲ奉護スルモノトス  
但シ學校長事故アル時ハ上席教授、勤務時間以外ハ當直職員之ニ當ルモノトス
- 第四條 奉安金庫ノ開閉ハ學校長之ヲ掌ルモノトス  
但シ學校長事故アル時及變災ノ場合ハ此ノ限りニアラス
- 第五條 奉安金庫ノ鎖鑰ハ學校長之ヲ保管スルモノトス  
但シ學校長事故アル時及勤務時間以外ハ第三條ノ但書ヲ適用ス
- 第六條 非常變災ノ場合ニ於テハ御眞影、御親署教育勅語及教育勅語並ニ詔書類ノ謄本ハ左記第一奉  
遷所ニ、同奉遷所モ危險ナリト認ムル時ハ第二奉遷所ニ奉遷スルモノトス  
第一奉遷所 共立女子職業學校(神田區一ツ橋)  
第二奉遷所 帝室林野局(麴町區丸ノ内一丁目)
- 第七條 前條第一及第二奉遷所共ニ危險ナリト認ムル時ハ學校長ハ臨機奉遷所ヲ選定シテ奉遷スルモ  
ノトス

ノトス

第八條 前條及前々條ノ場合ニ於テハ相當ノ奉護者ヲ附スルモノトス

第九條 學校長ハ月一回御眞影ニ御異狀ナキヤヲ確メ奉安上萬遺憾ナキヲ期スルモノトス

九 文書取扱規程

- 第一條 本規程ニ於テ文書ト稱スルハ圖書新聞雜誌廣告類以外ノ公文書ヲ云フ
- 第二條 總テ文書ハ校長ニ稟議シ決裁ヲ經タル後ニアラサレハ發送又ハ其他ノ處分ヲナスコトヲ得ス  
但シ事務簡捷上豫メ校長ノ承認ヲ與ヘタル事項ハ主管課ニ於テ專行スルコトヲ得
- 第三條 到達シタル文書ハ庶務課ニ於テ接受シ左ノ各號ニヨリ取扱フモノトス  
一、校長宛親展及特定ノ文書ハ封緘ノ儘親展文書受付簿ニ記入ノ上提出スヘシ  
二、課長又ハ主幹主任ニ宛テタルモノハ宛名人ニ配付スヘシ  
三、前各號ノ外之ヲ開封シ文書件名簿ニ登載シテ校長ノ査閱ヲ受ケ各主管課ニ配付スヘシ
- 第四條 校長ノ閱了シタル親展又ハ特定ノ文書ニシテ機密ニ屬セサルモノ又ハ課長其ノ他ヨリ回付シ  
タル文書ハ庶務課ニ於テ前條第三條ニ準シ取扱フヘシ
- 第五條 主管課ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速ニ審理シ處理案ヲ具シ課長又ハ課主任ヲ經テ校  
長ノ決裁ヲ受クヘシ
- 第六條 文書件名簿ハ檢印ノ上庶務課ニ返付スヘシ
- 第七條 文書處理上合議ヲ要スルモノハ關係各課ニ回付シ主幹主任ニ於テ閱覽ノ必要アリト認ムルモ  
ノトス



ノハ關係主幹主任ニ回付ヲ要ス

第七條 親展書留又ハ配達證明等特殊取扱ヲ要スルモノ或ハ電報其他ヲ要スルモノハ其ノ旨原議案ニ標記スヘシ

第八條 文書ノ發送ハ左ノ各號ニ依リ取扱フモノトス

一、校長ノ名ヲ以テスル文書ハ庶務課ニ於テ淨書シ其ノ他ハ各主管課ニテ淨書シ其ノ他ハ各主管課ニテ淨書校合ノ上原議案ト共ニ之ヲ庶務課ニ回付スヘシ但シ校長ノ名ヲ以テスル文書ト雖浩澣ナルモノ又ハ金員數量等總テ計算ヲ要スルモノハ主管課ニ於テ淨書校合スヘギモノトス

二、淨書済ノ文書ハ庶務課ニ於テ文書件名簿ニ登載ノ後番號ヲ付シ校長官印又ハ校印契印ヲ押捺シ發送手續ヲナスヘシ

三、前號ノ手續ヲ了シタルトキハ原議案ニ施行月日ヲ記入シ主管課ニ返付スヘシ

四、第二條但書ノ文書ハ前號ニ準シ各主管課ニ於テ取扱ヒ發送物件ハ庶務課ニ送付スヘシ

第九條 同一事件ノ往復文書ハ必ス之ヲ合綴シ完結文書ハ各主管課ニ於テ整理保管ヲ要ス

第十條 文書ハ完結ノ順序ニヨリ編綴シ卷首ニ目錄ヲ付シ曆年又ハ會計年度ニヨリ別冊トナス但シ整理上右ニヨリ難キモノハ此ノ限りニアラス

第十一條 文書ノ保存ハ之ヲ永久、十年、三年、一年ノ四種トシ文書編纂ノ種類及保存期限ハ主管課ニ於テ之ヲ定メ校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 保存期限ハ文書完結ノ翌年ヨリ起算ス但シ會計年度ニ屬スルモノハ翌年度ヨリ起算ス

編纂済ノ文書ハ文書臺帳ニ登錄シ之ヲ一定ノ場所ニ保管スヘシ

第十三條 保管期限經過ノ文書ハ經伺ノ上之ヲ會計課ニ引繼クヘシ

前項引繼ヲ了シタルトキハ文書臺帳ニ其ノ年月日ヲ記入スヘシ

第十四條 機密ニ屬スル文書ハ祕密文書件名簿ヲ備ヘ本規程ニ準據シ特ニ其ノ取扱ヲ慎重ニスヘシ

第十五條 當直中ニ於ケル文書ハ當直規則ニ據ル

附 則

第十六條 文書ニ付スヘキ記號番號左ノ如シ

東外生第	號	生徒課
東外教第	號	教務課
東外圖第	號	圖書課
東外庶第	號	庶務課
東外會第	號	會計課
東外秘第	號	

一〇 當直規則

第一條 當直ハ丁年以上ノ男子事務員一名宛順次之ヲ勤務スルモノトス

第二條 當直日ヲ分チテ平日及休暇日ノ二種トス

第三條 當直ノ時限ハ平日ハ退出時間ヨリ翌日ノ出勤時間マテトス休暇日ハ平日ノ出勤時間ヨリ翌日



ノ出勤時間マテトス

第四條 當直勤務ノ順序ハ毎月庶務課之ヲ定ム

第五條 當直ノ勤務ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、當直員ハ當日退出前庶務課ヨリ當直日誌、文書受附簿、當直印章、奉安金庫ノ鍵、鍵箱、郵便切手、職員宿所名簿、教官授業時間表ヲ受取ルヘシ
- 二、當直中ハ巡視小使等總テ傭人ノ監督取締ニ任スヘシ
- 三、校内ノ警備取締ニ任シ適宜巡回警邏スヘシ、殊ニ就寝前必ス傭人ヲ指揮シテ各室ヲ巡視シ火氣ノ始末ヲ嚴戒且戸締等ニ注意スヘシ
- 四、傭人ニ於テ早朝校内巡回及各室ノ開鑰ニ當リ異狀ノ有無ヲ確メタル結果ハ必ス之ヲ聽取スヘシ若シ異狀ヲ認メタル場合ハ速ニ適當ノ措置ヲ講スヘキモノトス
- 五、出火、近火、其他ノ事變ニ際シテハ非常心得ノ規定ニヨリ巡視及小使ヲ指揮シ臨機ノ處置ヲナスヘシ
- 六、接受シタル公文書ハ親展ヲ除クノ外ハ開封シ其ノ至急ヲ要スルモノハ電話又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ直ニ學校長ニ通シ其ノ決裁ヲ得テ處理スヘシ
- 七、學校長宛速達便及至急親展ノ文書又ハ親展ノ電報ヲ接受シタル時ハ直ニ電話ニテ其ノ處理ノ指揮ヲ乞フヘシ
- 八、書留郵便物ヲ接受シタル時ハ當直印及自己ノ認印ヲ受取證ニ捺捺シテ配達夫ニ交付スヘシ
- 九、第六號及第七號以外ノ文書ハ封緘ノ儘之ヲ保管シ翌日庶務課ヘ引繼クヘシ

- 一〇、職員宛電報ヲ接受シタル時ハ電話ヲ以テ通知シ得ル場合ハ直ニ之ヲ宛名人ニ報シ其ノ要求ニヨリ開封シテ電文内容ヲ申送ルヘシ但シ電話ヲ以テ通知シ得サル時ハ其私宅ニ送達スヘシ
- 一一、當直時間内ニ於テハ庶務課電話ヲ當直室ヘ接續シ主トシテ當直員之ニ當ルヘシ
- 一二、當直員ハ當直時間内ニ於ケル公文書ノ發送ヲ掌ルヘシ
- 一三、當直日誌ニハ當直員姓名、月日、曜日、處理事件及接取發送文書並警備取締ノ狀況ヲ明記シ第一號ニ記セル他ノ物品ト共ニ翌日庶務課ニ引繼クヘシ若シ翌日休暇日ニ當ル時ハ次番ニ引繼クヘシ
- 一四、郵税未納又ハ不足ノ郵便物ヲ配達シ來ル時ハ配達夫ニ翌日ノ執務時間中ニ再ヒ持チ來ルヘキ旨ヲ告ケ返却スヘシ

第六條 新任者ノ當直勤務ハ就任ノ一週間後ヨリ始ムルモノトス

第七條 病氣其ノ他ノ事故ニヨリ當直勤務ヲ爲スコト能ハサル時ハ其日限ヲ定メ届出ツヘシ

前項ニヨリ當直勤務ヲ缺キタル者ハ其ノ事故終リタル翌日之ヲ補勤スヘシ但シ事故連續七日以上ニ及ヒタル者ハ補勤ヲ免ス

第八條 前條ノ缺勤者アル時ハ其ノ補勤ヲナスニ至ルマテ當直勤務順序ヲ繰上クルモノトス

第九條 執務時間ニ付キ特ニ定メアル者ハ當直ト相重ナルコトヲ得ス

第十條 前條又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ當直當番者ハ庶務課長ノ許可ヲ得テ他ノ當直者ト合意ノ上交替勤務スルコトヲ得

第十一條 當直員勤務中病氣其ノ他已ムヲ得サル事故ニヨリ歸宅セントスルトキハ次番ノ當直勤務者



へ急報シテ其ノ出勤ヲ求メ之ト交代シテ後歸宅スヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ第七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 同一ノ當直者平日休暇日連續シテ當直勤務ニ當ルヘキ順序トナリタル時ハ休暇日ハ當直當番本人ヲシテ勤務セシメ平日休暇日ノ前ナルトキハ次番平日當番者二人ヲシテ順次線上ケ平日勤務ヲ爲サシメ本務者ハ休暇日後第二日目ノ平日勤務ニ當ラシム休暇日ノ後ナルトキハ直後ノ次番者ヲシテ休暇翌日勤務ヲ爲サシメ本務者之ト交代勤務ス

第十三條 事務員出張ヲ命セラレタルトキハ出發前日出張中歸校ノ翌日當直ヲ免除ス學校長ニ於テ免除ノ必要アリト認メタル者亦同シ  
第十四條 當直ノ翌日ハ事務ニ差支ナキ限り正午退出スルコトヲ得

一一 非常心得

第一條 本心得ニ於ケル非常トハ火災震災其ノ他ノ事變ヲ云フ

第二條 非常ノ節ハ職員及傭人ハ報知防備及警衛ノ任務ニ従事スヘシ

第三條 非常報知ハ左ノ順序ニヨリ電話又ハ他ノ方法ニヨリ急報スヘシ

一、學 校 長

二、課長、會計主任

三、生徒主事

四、職 員

五、文 部 省

出火ノ場合ニ於テハ第一消防署警察署ニ報知スヘシ

第四條 防火ハ消火栓消火器其ノ他適當ノ方法ニヨルヘシ

第五條 運搬ハ左記ノ順序ニヨリ安全ナル場所へ搬出スヘシ

一、御眞影、御眞署勅語、勅語、詔書

二、各室内非常持退ノ印アルモノ

三、圖書、機械、標本

四、其他ノ什器

第六條 警衛ハ左ノ方法ニヨルヘシ

一、出火又ハ近火ノ節ハ巡視ハ門側ニ立チテ出入ヲ嚴ニシ來援者姓名ヲ書留ムヘシ

一、夜間ニ在リテハ校門ニ提灯ヲ掲クヘシ

一、職員生徒傭人又ハ眞正ノ應援者ト認メ得ヘキモノ、外妄リニ構内ニ入ラシム可ラス

一、搬出品ハ必ス監守ヲ附スヘシ

第七條 第三條乃至第六條ノ任務ハ在校上官者之カ指揮ヲ司ルモノトス

第八條 消防具其他ノ非常用具ハ會計課ニ於テ時々之ヲ検査スヘシ

本校職員居住所文部省及直轄學校ニ於テ出火又ハ近火アルコトヲ知リタルトキハ速ニ人ヲ派シテ訪問救援セシムヘシ



第九職員

(昭和十四年十月調)

一職員

校長

名譽教授

教授

佛語 教務課長 佛語部主幹  
 獨語 庶務課長 獨語部主幹  
 西語 圖書課長 西語部主幹  
 英語 英語部主幹

石井忠純  
 武內大造  
 長屋順  
 八杉貞  
 片山寬  
 瀧村立太郎  
 田代光雄  
 金澤一  
 千葉榮三  
 大橋

英語 英語主任  
 商業各論、貿易實務、貿易事情 圖書課參與 貿易科主幹 貿易事情及商業主任  
 蒙古語 支那語 蒙古語部主幹 蒙古語主任  
 露語 露語部主幹  
 支那語 支那語部主幹 支那語主任  
 民法、刑法、法學通論 伊語部主幹  
 獨語 獨語主任  
 修身 哲學概論 倫理學 文科主幹、哲學及教育學主任  
 西語 西語主任  
 佛語 佛語主任  
 佛語 兼浦和高等學校教授  
 農業經濟、農政學 拓殖科主幹  
 殖民政策、殖民地事情 殖民衛生、殖民地事情及殖民政策主任  
 馬來語 馬來語部主幹 馬來語及蘭語主任

井手義行  
 落合泰次郎  
 神谷衛平  
 松田衛  
 宮越健太郎  
 小笠原貞  
 小笠原貞  
 藤井章  
 永田寬定  
 增田俊雄  
 岩崎民平  
 鷺尾  
 大森鏞三  
 半澤耕貫  
 朝倉純孝

(兼任)



經濟原論、財政學、憲法、商法、經濟主任  
 修身、論理學、心理學、教育學、修身主任  
 兼生徒主事

西語  
 支那語  
 露語  
 國際法、外交史、行政法、法律主任  
 農學汎論、採礦學、林學、地質及土壤論、畜產學、農業主任

國語  
 商業通論、商業各論  
 商工經營、商業及簿記

獨語  
 獨語  
 葡語部主幹、葡語主任、舍監

英語  
 葡語部主幹、葡語主任、舍監

ヒンドスタニー語  
 ヒンドスタニー語部主幹、ヒンドスタニー語主任

露語  
 支那語

今井 三至  
 鈴木 秀三  
 笠井 元夫  
 清水 吉太郎  
 除村 太  
 海妻 玄彦  
 田中 芳助  
 仲野 武男  
 龜井 辰雄  
 青木 重辰  
 生駒 佳年  
 星谷 敏治  
 大谷 禮一  
 蒲生 禮一  
 佐藤 勇城  
 內之宮 金城

佛語  
 生徒課長  
 生徒主事  
 兼教授  
 小藤 肅

配屬將校  
 兼教授  
 鈴木 清貞

教練  
 教練及體操主任  
 陸軍歩兵大佐  
 鶴田 昌

助教  
 陸軍歩兵大佐  
 鶴田 昌

西語  
 英語  
 蒙古語  
 體操  
 體操

生徒主事補  
 兼生徒主事補  
 陸軍砲兵少尉  
 高橋 正武  
 小川 芳男  
 竹内 幾之助  
 福元 孝助  
 渡邊 克己

兼助教  
 陸軍歩兵中尉  
 小原 新平

兼助教  
 陸軍歩兵中尉  
 渡邊 克己

僱外國人教師 (就職順)

小原 新平  
 高橋 正武  
 小川 芳男  
 竹内 幾之助  
 福元 孝助  
 渡邊 克己



露語	カンチダード、フィロソフイードシヤン、ニコラエウイチ、トドロウイチ (ユーゴスラヴィア國) (レニングラード大學) Dushan Nikolevitch Todrovitch
獨語	ドクトル、ユリス(ライプツヒ大學) リセンシアード、エン、フィロソフキ、 イ、レトラス(マドリッド大學) シヨマン、タヤラル、アマランテス、ゴント (葡國) Jose d'Amoral Abranches Pinto
西語	ホセー、トニシク (西國) Jose Mugnoz
葡語	包象寅 (中華民國)
支那語	施雲卿 (滿洲國)
蒙古語	支那語
佛語	バシユリエ、エス、レットル(巴里大學) フレデリック、ヌウエツド (佛國) Frederic Nouet
ヒンドスタニー語	パチエラー、オプ、アーツ (アラハバード大學) モハマツド、ヌールウル、ハサン、バルラース (印度) Md. Nurul Hasan Barlas
英語	パチエラー、オプ、アーツ (アルガ、ルモスレム大學) アルバート、シドニー、ホーンビー (英國) Albert Sydney Hornby
馬來語	マスター、オプ、ロー(ライアン大學) エル、スジヨ (瓜哇) R. Soedjono
蘭語	ヘルマン、アビン (和蘭國) Herman Abbinga
伊語	ガブリエーレ、サロモーネ (伊國) Gabriele Salomone

講師 (就職順)

露語	馬場哲哉
タイプライティング	松岡元興
歴史	齋藤阿具
露語	藤平文蔵
測量及土木	關瀬信雄
心理学	蠣瀬彦蔵
西語	馬場稱徳
社会学	今井時郎
支那語	諸岡三郎
露語	奥村泉
獨語	勝村静夫
露語	穂積永頼
葡語	山口鐵次郎
馬來語	山田顯家
殖民衛生	中村敬三



露語	露語及言語學主任	名譽教授	八杉貞利
簿記	商業實務主任	名譽教授	八松村吉則
言語學		名譽教授	八木龜太郎
英語	國語主任	名譽教授	片山寛
國語	伊語主任	名譽教授	友枝照雄
伊語		文學博士	粟田三吾
漢文		文學博士	鹽谷澗
國語		第一高等學校教授	五味智英
商業算術		明治學院高等商業部教授	岩崎武雄
支那歴史及支那國情		東京帝國大學文學部教授文學博士	増井經夫
支那語			杉武夫
教育學			入澤宗壽
支那語			福代惟男
支那語			三石照雄
英語			内田力藏
伊語			吉田彌邦

簿記 教練

外國人講師

陸軍歩兵 中尉 國弘員人 紫野莊三郎

ヴァルウアラ、チシトリエウナ、フフノワ (露國) Varvara Dimitriyevna Babuoya

マルテイン、ネエトケ (獨國) Martin Natke

マリ、ボンネ (佛國) Marie Bonnet

ロナルド、エウエン、マルコム、キヤメロン (英國) Ronald E. M. Cameron

ジェイムス、アレクサンダー、サーチャント (英國) James Alexander Sargeant

朱 蓮 (中華民國) マーニツト、バーヤツカナンダナ (暹羅國) Marnit Pyakantana

アーサー、バークレイ、ジェシマス (英國) Arthur Barclay Jamieson

囑託

校醫 柔道教師

高橋數良 蒿科松伯



劍道教師  
教務囑託  
教務囑託  
教務囑託

書記

學術研究會議書記

堀田捨次郎  
梁田貞  
井伊直  
佐藤致孝

(兼任)

教務課

庶務課

會計課

圖書課兼會計課

生徒課

教務課

會計課

生徒課兼教務課

生徒課

教務課

事務囑託

會計主任

森長一  
小蘭  
伊藤東二  
濱沼道  
中川芳雄  
川窪長一  
茂木剛三  
中原三  
梶山正登

會計課

生徒課兼教務課

會計課

教務課

生徒課

職員

會計課

教務課

圖書課

庶務課

庶務課

圖書課

圖書課

庶務課

教務課

會計課

生徒課

古川久  
島田亮  
鏑本元三  
佐藤良三  
紫野莊三郎  
橋場金吉  
伊藤藤一  
井上正三  
門馬小二  
日野史朗  
岩水史朗  
中道彰  
小林と  
石川義雄  
井上綾子  
無藤孝一



二前職員

○校 長 就職年月日 退職年月日

男 博士 齋藤 乃武(東京) 明治三三、四、三 明治三三、四、七  
 博士 上田 萬年(東京) 明治三三、四、七 明治三三、一、三  
 博士 高橋 順次郎(兵庫) 明治三三、二、三〇 明治三三、七、七  
 博士 村上 直次郎(大分) 明治三三、七、七 大正七、九、四  
 博士 茨木 清次郎(石川) 大正七、九、四 大正八、四、五  
 博士 文學士 長屋 順耳(岐阜) 大正八、四、五 昭和七、八、四  
 文學士 戸澤 正保(茨城) 昭和七、八、四 昭和二三、三、三

○教授

吉田 義靜(熊本) 明治三二、 明治三三、  
 古川 常一郎(東京) 明治三二、 明治三三、  
 山口 弘一(東京) 明治三二、 明治三三、  
 山崎 英夫(長崎) 明治三二、 明治三四、  
 長谷川 辰之助(東京) 明治三二、 明治三五、  
 本田 增次郎(岡山) 明治三三、 明治三五、  
 吳 泰壽(東京) 明治三五、 明治三六、  
 岡倉 由三郎(東京) 明治三四、 明治三八、  
 尺 秀三郎(東京) 明治三四、 明治四二、

平井 金三(東京) 明治三五、 大正元、  
 伊藤 平藏(東京) 明治三三、 大正二、  
 淺田 榮次(東京) 明治三三、 大正三、  
 水野 繁太郎(岡山) 明治三二、 大正四、  
 文學士 手塚 光貴(鹿児島) 明治四二、 大正四、  
 文學士 大津 康(山梨) 明治四四、 大正四、  
 山口 小太郎(東京) 明治三二、 大正六、  
 文學博士 金澤 庄三郎(北海道) 明治三三、 大正六、  
 柳 芯 根(朝鮮) 大正五、 大正六、  
 篠田 賢易(東京) 明治三四、 大正七、  
 本田 存(東京) 明治三七、 大正七、  
 重野 紹一郎(鹿児島) 明治三八、 大正七、  
 北島 常晴(東京) 大正七、 大正八、  
 子爵 福岡 秀猪(東京) 明治三三、 大正八、  
 文學士 松本 義顯(和歌山) 大正元、 大正八、  
 村井 知至(東京) 明治三二、 大正九、  
 上條 辰藏(長野) 大正四、 大正九、  
 山口 鐵次郎(富山) 大正九、 大正一〇、

松永 信成(兵庫) 大正八、 大正一〇、  
 井上 源次郎(群馬) 明治四四、 大正一〇、  
 法學士 樋田 豐太郎(大分) 大正九、 大正一一、  
 鈴木 於菟平(東京) 明治三五、 大正一二、  
 文學士 岡田 正美(東京) 明治四二、 大正一二、  
 岡本 正文(愛媛) 明治三七、 大正一三、  
 文學士 峰尾 都治(東京) 大正一〇、 大正一三、  
 文學士 島本 愛之助(東京) 大正二、 大正一三、  
 文學士 上原 調藏(熊本) 大正八、 大正一三、  
 豐島 昌茨(茨城) 大正一二、 大正一四、  
 法學士 稻田 昌植(東京) 大正九、 大正一四、  
 辻 高衡(東京) 大正六、 昭和三、  
 榮田 猛猪(高知) 明治四四、 昭和八、  
 奥村 外次郎(石川) 大正一四、 昭和八、  
 出村 良一(愛知) 大正一四、 昭和八、  
 土田 半六(東京) 明治三三、 昭和一一、  
 貴志 忠直(秋田) 昭和五、 昭和一一、  
 大岩 元三郎(大阪) 大正一一、 昭和一一、  
 ○助教 授  
 榎山 剛三郎(東京) 明治三二、 明治三三、

○僱外國人教師

ウラジミール・フアメンコ(露國人) 明治三三、 明治三三、  
 コナールド・ブランリース(英國人) 明治三三、 明治三三、  
 マツケロー エミル・マツチーセン(獨國人) 明治三三、 明治三三、  
 曹自 元(清國人) 明治三三、 明治三三、

鈴木 虎之助(東京) 明治三二、 明治三三、  
 長谷川 福橋(東京) 明治三二、 明治三五、  
 村上 久吉(廣島) 明治三二、 明治三五、  
 若林 耽介(茨城) 明治三八、 明治三九、  
 宮崎 儀平(北海道) 明治三五、 明治四〇、  
 五十嵐 清(東京) 明治三四、 明治四一、  
 紫野 莊三郎(東京) 大正一〇、 大正一一、  
 日比 文哉(岐阜) 大正七、 大正一一、  
 乾 彦一(京都) 大正一〇、 大正一一、  
 笠 喜三郎(福岡) 大正七、 大正一一、  
 小山 長助(山形) 大正一一、 昭和二、  
 日高 勇人(島根) 昭和三、 昭和五、  
 塚田 十一郎(新潟) 昭和六、 昭和一二、  
 市川 四郎(長野) 昭和八、 昭和一二、  
 窪田 博(高知) 昭和五、 昭和一二、



アルフォンソ・ガスコ(伊國人) 明治三、明治四、  
 尹 致 肝(韓國人) 明治三、明治四、  
 テー・ビー・スプーナ(米國人) 明治三、明治四、  
 エマメエル・トロンコワ(佛國人) 明治三、明治四、  
 パウエル・スミス・ロー(露國人) 明治三、明治四、  
 ウスキー  
 長 孝 移(清國人) 明治三、明治四、  
 金 國 瑛(清國人) 明治三、明治四、  
 フランシス・コクリンリヤ(西國人) 明治三、明治四、  
 エミール・ハリヤ(獨國人) 明治三、明治四、  
 ヤーコフ・ユゼフオウヒテ(露國人) 明治三、明治四、  
 于 冲 漢(清國人) 明治三、明治四、  
 オット・シエーレル(獨國人) 明治三、明治四、  
 博 啓(清國人) 明治三、明治四、  
 道 慶 協(韓國人) 明治三、明治四、  
 ゴリエツチ・ホースウエル(米國人) 明治三、明治四、  
 エミール・ネ・サビコ(西國人) 明治三、明治四、  
 ラフエール・フォン(露國人) 明治三、明治四、  
 ケペール  
 チエーザレ・ノルサ(伊國人) 明治三、明治四、  
 チエーザレ・スコラスチ(伊國人) 明治三、明治四、  
 アレキサンドル・ペトロフ(露國人) 明治三、明治四、

張 延 彦(清國人) 明治三、明治四、  
 朴 羽 陽(韓國人) 明治三、明治四、  
 ノニー・エル・ダット(印度人) 明治三、明治四、  
 ケー・チー・アチヤヤ(印度人) 明治三、明治四、  
 松 雲 程(清國人) 明治三、明治四、  
 延 凌(韓國人) 明治三、明治四、  
 スンダラム・シバラム(印度人) 明治三、明治四、  
 カヤバ  
 アン・トン・ホエル(獨國人) 明治三、明治四、  
 アントン・ホエル(獨國人) 明治三、明治四、  
 羅 全 丹(蒙古人) 明治三、明治四、  
 イブラヒム・ビン・アハマト(馬來人) 明治三、明治四、  
 ムハマッド・バラカツラ(印度人) 明治三、明治四、  
 エルウキン・ワルテル(獨國人) 明治三、明治四、  
 文 禎(清國人) 明治三、明治四、  
 アハメッド・ビン・アンバク(馬來人) 明治三、明治四、  
 ゴンサロ・ヒメネス・デ・ラ(西國人) 明治三、明治四、  
 エスパダ  
 ア ン ヤ ツ ド(暹國人) 明治三、明治四、  
 テバリラル・シンク(印度人) 明治三、明治四、  
 除 成 立(清國人) 明治三、明治四、  
 ホール・シヤクレ(佛國人) 明治三、明治四、  
 バチー・ビン・ワンチク(馬來人) 明治三、明治四、

ハリナルナツト・ツラル・ア(印度人) 大正五、大正六、  
 タル  
 韓 種 精 阿(蒙古人) 明治三、大正二、  
 エリー・オーアアン(佛國人) 大正二、大正三、  
 イブラヒム・ビン・バチー(馬來人) 大正二、大正三、  
 ヘンリー・ドラモンド(印度人) 大正二、大正三、  
 ゴンボ・バドマジャツパン(蒙古人) 大正二、大正三、  
 デー・ファン・ヒンロー(和蘭人) 大正三、大正四、  
 ビシヤム・ハー・ダツト(印度人) 大正三、大正四、  
 ベンジャミン・アレデー(英國人) 大正三、大正五、  
 チャーレス・ツアラー(白國人) 大正四、昭和三、  
 エヌ・ビー・ビー・ドイレー(英國人) 大正五、昭和四、  
 ララ・アツタルサイン(印度人) 大正五、昭和四、  
 アルベール・フリーツン(佛國人) 大正五、昭和四、  
 モイズ・シヤール・アグノ(佛國人) 大正三、昭和五、  
 エル  
 チモ・バストレル(伊國人) 明治三、昭和六、  
 バ ウ ル・ベ 1(白國人) 昭和四、昭和六、  
 アン・ドリウ・フランク・ト(英國人) 昭和四、昭和六、  
 マス  
 バドル・イスラム・ファ(印度人) 昭和五、昭和七、  
 ズリ  
 アブズル・ラ ニ(馬來人) 大正三、昭和七、

フランク・ホーレ(英國人) 昭和六、昭和九、  
 ガブリエーレ・フォルモ(伊國人) 昭和六、昭和七、  
 ソ  
 ユキルフリデス・サバルジ(瓜哇人) 昭和七、昭和八、  
 ヨ・ブルチナルミンタ  
 オイスチン・ウイリアム(英國人) 明治三、昭和七、  
 メドレー  
 イエ・アー・カンタ(和蘭人) 昭和七、昭和八、



第十 生徒現員 (ABC順) (昭和十四年四月十一日現在)

英語部文科(學)第四學年

昭大連一中八中 梁田茂 (靜岡)  
 昭東開成九中 宮城達男 (群馬)  
 昭京和十一商 宮崎勇 (東京)  
 昭和十一商 宮崎勇 (東京)  
 昭青森十中 山田敦 (靜岡)  
 昭青森十中 山川喜久男 (青森)  
 昭金澤十一商 山本正治 (石川)

英語部文科(法)第四學年

昭大和喜峰島安 (千葉)  
 昭麻和九中 西村光雄 (東京)  
 昭八和九中 清水喜一 (青森)

英語部貿易科第四學年

昭立教九中 平田英夫 (東京)  
 昭京和四九中 弘中高順 (東京)  
 昭京和十五中 廣田文男 (三重)  
 昭豐和十一中 小島鐵男 (愛知)  
 昭順天和十中 磯部須美男 (山口)  
 昭和十一中 小島健次 (東京)

昭東野一中 丸山修吉 (新潟)  
 昭和野一中 松本愷吾 (東京)  
 昭東野一中 宮島靖 (東京)  
 昭大和分九中 成田收太郎 (富山)  
 昭京和五九中 小田朝信 (栃木)  
 昭京和五中 大河內賢治 (東京)  
 昭沖繩一中 齋藤重視 (福岡)  
 昭沖繩一中 永盛吉 (沖繩)

英語部文科(學)第三學年

昭長崎一中 金子智 (長崎)  
 昭函館一中 菊地周一郎 (北海道)  
 昭京和十二商 大橋健三郎 (京都)  
 昭日高十中 酒井傳三郎 (新潟)  
 昭宇治十中 佐藤一郎 (長野)  
 昭和十中 辻丈男 (三重)  
 昭東海十二中 安井徹 (愛知)

英語部文科(法)第三學年

昭中大二了 石田定泰 (三重)  
 昭文部七檢 風間司郎 (福島)  
 昭白部七檢 木村直 (宮城)  
 昭長野九中 木下治之 (鳥取)  
 昭京和九中 中澤博三郎 (長野)  
 昭和十二中 大澤一雄 (埼玉)  
 昭宮古九中 平良惠文 (沖繩)

英語部貿易科第三學年



昭修昭大昭昭昭東昭東  
和道和成和山和京和京  
十中九中一中二中一中  
二片尹古林伴  
中山日命川雄正  
十日出雄贊耶一雄  
二(廣島)(朝鮮)(廣島)(東京)(大阪)

昭三昭前昭飯昭佐昭識  
和和和和和和  
十十十十十十  
八中一中一中二中十中  
諸森桃前小林  
橋善裕力治正  
一(東京)(群馬)(長野)(長野)(長野)

昭識昭劉昭沖昭東昭島  
和和和和和和  
十谷和繩和京和原  
八中一中九中二中九中  
吉寺島佐大  
田田袋藤竹  
正茂彦壽滋  
美動彦壽滋  
一(長野)(愛知)(沖繩)(山形)(長崎)

英語部文科(學)第二學年

昭京昭立昭勢昭橫昭光  
和華和命和城和濱和成  
十十十十十十  
三商三一中一中三三普  
町小松北金  
山西友真治郎雄赫  
秀友七郎(京城)(茨城)(長野)(朝鮮)(千葉)

昭青昭千昭北  
和森和葉和和  
二中三中三中  
安齊宮崎正義  
田藤篤司(千葉)(愛媛)(青森)

英語部文科(律)第二學年

昭小昭朝  
和田鮮  
和原十  
七中二合  
穗朴  
坂琦  
三俊  
郎(神奈川)(朝鮮)

昭安昭宇  
和藝和宮  
十中十中  
岡北  
省山  
三忠  
(高知)(鳥取)

昭長昭仙  
和崎和  
十市十  
三商一中  
田佐  
中日露治公一  
(長崎)(宮城)

英語部貿易科第二學年

昭濱昭豐昭徽昭白昭佐昭東昭靜  
和松和浦和文和石和渡和市和岡  
十一中一七普二中三中二中二  
川河韓錄市細廣  
合田雅泰田橋保春中聰  
好雅也熙實雄中犬  
彥也熙實雄中犬  
(靜岡)(山口)(朝鮮)(宮城)(新潟)(山梨)(東京)

昭昭昭文昭日昭鹿昭三昭東昭東  
和和和和和和和和和和和和  
十十十十十十十十十十十十  
三商十合三了二二三中一中  
中長永三三三倉河  
村島野好未春井信夫暢喜  
功雄勇郎(鹿兒島)(香川)(長野)(兵庫)(愛知)(神奈川)(大分)

昭宮昭奈昭桐昭佐昭關  
和崎和良和生和沼和東  
十二中三三三三三三  
吉渡田村須藤友三郎  
間邊毅男(三重)(北海道)(宮城)(神奈川)(宮崎)

英語部文科(學)第一學年

昭高昭東昭正昭岐  
和和和和和和  
十二商四三三三  
細一廣安  
田柳瀨滄三(岐阜)  
富真三(東京)

昭函昭野昭東昭八  
和和和和和和  
十二中四三三三  
小大野甲  
名井本木  
禮正則浩(福岡)  
郎(北海野)(東京)

昭飯昭保昭浦昭修  
和田原和和和和  
十三中四四四四  
山下富島關  
下雅幸夫清彦  
己夫(福島)(埼玉)(栃木)

英語部文科(律)第一學年



青山學院中三淺見方舟(東京)  
昭三和十三今井弘(香川)  
昭野十四小野正男(茨城)  
昭京七中田山一男(東京)

英語部貿易科第一學年

身延三澤克(山梨)  
昭川重夫(埼玉)  
昭關東雄(神奈川)  
昭福島善智(福島)  
昭宇治山又夫(三重)  
昭浦和十中四小篠輝雄(長崎)  
昭留和十三吉崎由雄(北海道)

佛語部文科(學)第四學年

昭巢和鴨十中甚五與藏(東京)  
昭濱松八中太田勝也(靜岡)  
昭大和邱十中竹下春日(千葉)

佛語部文科(律)第四學年

昭曉和星九中稷積良平(東京)  
昭富和田九中南部二三雄(三重)  
昭曉和星十一中杉浦智德(山口)  
昭昌和十一中杉浦宏(靜岡)  
昭東和十一中清水馨(東京)

佛語部貿易科第四學年

昭水都八商環次長(茨城)  
昭字都宮九中江面敏(栃木)  
昭千和葉近藤正人(千葉)  
昭曉和星十一中倉田喜雄(東京)  
昭高和田九中豐岡克德(新潟)  
昭濱松十一中山下敏夫(靜岡)  
昭豐和十一中山本利夫(愛知)

佛語部文科(學)第三學年

昭水都八中朝倉徹也(神奈川)  
昭大和十中六釜田共平(島根)  
昭光州公立十一中豐島基(秋田)  
昭文部專檢合國中井長次郎(福島)

佛語部文科(律)第三學年

昭岡崎八中田講平(愛知)  
昭浦和十一中福永一好(北海道)  
昭御殿和七中石田重光(神奈川)  
昭曉和星十一中曉和十中九中影山浩(東京)  
昭武雄十一中大石榮四郎(佐賀)

佛語部貿易科第三學年

青山學院中三淺見方舟(東京)  
昭三和十三今井弘(香川)  
昭野十四小野正男(茨城)  
昭京七中田山一男(東京)

英語部貿易科第一學年

身延三澤克(山梨)  
昭川重夫(埼玉)  
昭關東雄(神奈川)  
昭福島善智(福島)  
昭宇治山又夫(三重)  
昭浦和十中四小篠輝雄(長崎)  
昭留和十三吉崎由雄(北海道)

佛語部文科(學)第四學年

昭巢和鴨十中甚五與藏(東京)  
昭濱松八中太田勝也(靜岡)  
昭大和邱十中竹下春日(千葉)

佛語部文科(律)第四學年

昭曉和星九中稷積良平(東京)  
昭富和田九中南部二三雄(三重)  
昭曉和星十一中杉浦智德(山口)  
昭昌和十一中杉浦宏(靜岡)  
昭東和十一中清水馨(東京)

佛語部貿易科第四學年

昭水都八商環次長(茨城)  
昭字都宮九中江面敏(栃木)  
昭千和葉近藤正人(千葉)  
昭曉和星十一中倉田喜雄(東京)  
昭高和田九中豐岡克德(新潟)  
昭濱松十一中山下敏夫(靜岡)  
昭豐和十一中山本利夫(愛知)

佛語部文科(學)第三學年

昭水都八中朝倉徹也(神奈川)  
昭大和十中六釜田共平(島根)  
昭光州公立十一中豐島基(秋田)  
昭文部專檢合國中井長次郎(福島)

佛語部文科(律)第三學年

昭岡崎八中田講平(愛知)  
昭浦和十一中福永一好(北海道)  
昭御殿和七中石田重光(神奈川)  
昭曉和星十一中曉和十中九中影山浩(東京)  
昭武雄十一中大石榮四郎(佐賀)

佛語部貿易科第三學年



















露語部貿易科第三學年

昭西和尾	昭今和宮	昭京和十	昭東和十	昭東和十	昭小和十	昭和十
服部羊三 (愛知)	平松辰彦 (愛知)	藤岡大八 (東京)	加藤勇 (岐阜)	加藤勇 (岐阜)	加藤勇 (岐阜)	加藤勇 (岐阜)
大連六中	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十
外永實郎 (福岡)	長廣昌夫 (山口)	中田光男 (東京)	佐藤周男 (東京)	佐藤周男 (東京)	佐藤周男 (東京)	佐藤周男 (東京)
高知城中	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十	昭京和十
下川昇 (高知)	杉浦政一 (東京)	鈴木貞雄 (静岡)	鈴木貞雄 (静岡)	鈴木貞雄 (静岡)	鈴木貞雄 (静岡)	鈴木貞雄 (静岡)

露語部拓殖科第三學年

昭旭和形	昭太和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
八阿部雄 (山形)	和田和	和田和	和田和	和田和	和田和	和田和
九中荒木達雄 (北海道)	九中萩庭正三 (茨城)	九中萩庭正三 (茨城)	九中萩庭正三 (茨城)	九中萩庭正三 (茨城)	九中萩庭正三 (茨城)	九中萩庭正三 (茨城)
保原中	保原中	保原中	保原中	保原中	保原中	保原中
石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)	石井莊平 (福島)

露語部文科(學)第二學年

昭大和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和
昭大和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和
昭大和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和
昭大和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和
昭大和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和	昭多和

露語部文科(律)第二學年

昭駒和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
昭駒和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
昭駒和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
昭駒和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
昭駒和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和

露語部貿易科第二學年

昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和

露語部拓殖科第二學年

昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和
昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和
昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和
昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和
昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和	昭京和

露語部文科(學)第一學年

昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和
昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和	昭東和



昭小倉十四中 花田安裕 (福岡) 昭日本十二中 垣花 繁 (東京) 昭早稻田一中 栗田喜太郎 (東京)

露語部文科(律法)第一學年

昭海城十四中 細川南海雄 (高知) 昭中學傳習館 古賀義治 (福岡) 昭明和星三坂 本和彦 (東京) 昭成和城十四中 石井嘉平 (山梨) 昭豐和山十二中 前神雄一 (愛媛) 昭岡崎十中 山田裕一 (愛知) 昭新和瀨十三中 石山俊雄 (新潟) 昭東和八中 松井 登 (千葉) 昭豐原十中 梁田友道 (岩手)

露語部貿易科第一學年

昭中學明善校 赤司光生 (福岡) 昭豆陽二中山 清 (静岡) 昭九段四尾 朝直定 (東京) 昭中學濟三變 福田敏行 (熊本) 昭東和七十三中 西村榮一 (東京) 昭廣和十中 尾田進 (廣島) 昭下和妻三北 垣信行 (茨城) 昭中明善校 野口五男 (福岡) 昭川越十中 土屋博 (静岡) 昭鳳鳴十三中 小宮賢三 (東京) 昭立和教道十中 大野 一 (廣島) 昭吳和二十中 渡部 巖 (廣島) 昭鳳鳴十三中 村四郎 (兵庫) 昭立和教道十中 折茂 博 (群馬) 昭京和十中 青木 武 (東京) 昭甲和府十四中 村義一 (山梨) 昭日立十三中 落合 裕 (茨城) 昭和華十中 青木 武 (東京)

露語部拓殖科第一學年

昭京都市二商 石橋鐘二 (京都) 昭東京鐵道中 貫井 洗 (東京) 昭津十四中 杉山 督 (静岡) 昭日立十三中 額賀強三 (茨城)

伊語部文科(學)第三學年

昭東京開成中 岩槻芳夫 (愛知) 昭東京一中 中川一郎 (岡山) 昭上野十二中 太田 進 (東京)

伊語部文科(律法)第三學年

昭豐浦十一中 池田 茂 (山口)

伊語部貿易科第三學年

昭射和水十中 南島拓造 (富山) 昭京和一九中 永野 浩 (京都) 昭東京市一中 鐵 石生 (茨城) 昭名教十二中 森 正司 (千葉) 昭松和山十一中 白石壽雄 (愛媛)

伊語部拓殖科第三學年

昭東京鐵道中 後藤俊夫 (千葉) 昭北野十一中 東川一郎 (大阪) 昭岐阜十二中 上野 喜美太郎 (岐阜) 昭東和鴨十中 佐藤弓葛 (福島)



伊語部文科(學)第一學年

昭靜岡 二 中 郷 晃 (山梨)  
 昭島原 四 中 伊東由泰 (長崎)  
 昭東和 十一 中 柔原利通 (高知)

昭關和 十四 中 玉名 中 毛利貞介 (熊本)  
 昭山和 十三 中 山形 志田重夫 (山形)

伊語部文科(法)第一學年

昭金澤 二 中 瀨川 清 (石川)  
 昭靜岡 七 中 田口 正 (岩手)

昭新宮 十四 中 打橋健二 (和歌山)

昭小樽 十二 中 安田利雄 (北海道)

伊語部貿易科第一學年

昭飯田 一 中 澤龍臣 (長野)  
 昭上野 一 中 藤井 弘 (東京)  
 昭早稻 十 中 藤井 素哉 (山口)

昭小倉 十二 中 三輪方四 (大分)  
 昭關和 十四 中 村田 守 (山口)  
 昭山崎 十三 中 川 一 (廣島)

昭京和 十三 中 津田 宏 (福島)

伊語部拓殖科第一學年

昭鹿本 十二 中 板井 斌 (熊本)

昭日大三 十三 中 野口 豐文 (山梨)

昭福知 十 中 大田 義則 (東京)

西語部文科(學)第四學年

昭川崎 十一 中 小澤信壽 (福島)

昭東京 十一 中 杉本 明 (東京)

昭村和 九 中 德永瑞夫 (新潟)

西語部文科(法)第四學年

昭橫濱 九 中 小瀧和夫 (神奈川)

昭福和 十一 中 井和倫 大嶋 正 (大阪)

昭斐和 九 中 大高庸雄 (岐阜)

西語部貿易科第四學年

昭小樽 十 中 安藤與一 (北海道)  
 昭東和 十 中 飯島豐男 (東京)  
 昭防府 十 中 平井 毓 (岡山)  
 昭朝倉 七 中 高良民夫 (福岡)  
 昭開成 十 中 倉持善一 (東京)  
 昭濱松 十 中 武藤林平 (靜岡)

昭興讓 九 中 長尾二郎 (岡山)  
 昭和島 十 中 中村君親 (福岡)  
 昭橫濱 十 中 大木吉太郎 (神奈川)  
 昭川崎 十 中 篠塚繁巳 (千葉)  
 昭劉谷 十 中 杉浦 進 (愛知)  
 昭桑名 十一 中 辻 羊三 (三重)

昭逗子 十 中 津野行彦 (高知)  
 昭東和 十 中 和田孝太 (東京)  
 昭鹿兒 七 中 八木陸奧夫 (鹿兒島)  
 昭明倫 十 中 矢野 元 (島根)

西語部拓殖科第四學年







西語部拓殖科第二學年

昭東昭日昭京  
和京和大和北  
十八十二中  
三中二二三  
飯藤井芳明  
田本一臣(東京)  
和夫(神奈川)

昭川昭川昭京  
和和和都  
崎崎十三  
三十一中二  
小林乾居川  
恒甲正民  
雄一(茨城)  
(長野)

第二鹿兒島  
中昭和中二  
和和十二島  
繩田一郎(鹿兒島)

西語部文科(學)第一學年

昭橫  
和手  
十三中  
石田真吉(秋田)

西語部文科(律)第一學年

昭明昭大昭土  
和倫和和和浦  
十四夜野十二  
中四十四中二  
廣田勝政(愛知)

昭橫昭東  
和濱和京  
十三十四中  
富田康一(神奈川)

西語部貿易科第一學年

昭大昭橫昭東  
和連和濱和開  
十四十一十二  
中國兼市耶(新潟)

昭橫昭東  
和濱和京  
十三十四中  
富田康一(神奈川)

西語部拓殖科第一學年

昭曉昭青昭昌昭札昭海  
和星和森和平和澗和城  
十四十二中四三三  
前腰小林北入  
田山俊英男川江  
正躬一男(滋北海道)

昭福昭東昭麻昭東昭中  
和井和和和和和  
十四十四中一四四  
渡上千葉田壽元(東京)

昭修  
和道  
十四中  
高松健(廣島)

葡語部文科(學)第三學年

昭秋昭木昭明  
和和和學  
十二十四中二  
三松本井元要(富山)

昭甲  
和府  
十二中大須賀善男(山梨)

葡語部文科(律)第三學年

昭富  
和田  
十中小林一輝(三重)

昭佐世保市商  
和十二高原保夫(長崎)







支那語部文科(律法)第四學年

高松 猪熊三男 (香川)  
 昭高 波澄夫 (東京)  
 昭京 小室正久 (福島)  
 昭本 和牧十中  
 昭水 柴沼烈二 (神奈川)  
 昭三 野崎敏雄 (福岡)  
 昭和 廣英城 (茨城)  
 昭日 和立和本  
 昭成 八商十中  
 昭立 綱島孝次 (東京)  
 昭和 霜島誠一 (新潟)

支那語部貿易科第四學年

海城 幡野修 (東京)  
 昭伊 星野一 (長野)  
 昭京 古川芳成 (東京)  
 昭京 市川陽五 (東京)  
 昭京 桑原守司 (埼玉)  
 昭吳 桑原正春 (廣島)  
 昭大 和田十中  
 昭京 田中喜久三 (栃木)  
 昭關 關和學院  
 昭東 吉住武勝 (福岡)  
 昭京 吉武修 (山口)  
 昭京 吉武敏 (東京)  
 昭野 山義實 (愛媛)  
 昭京 澤中丸 (長野)  
 昭京 澤中丸 (長野)

支那語部拓殖科第四學年

東京 萩原大四郎 (鹿兒島)  
 昭浦 福永友二郎 (三重)  
 昭浦 池田俊之 (埼玉)  
 昭高 高知城東中  
 昭和 川添功 (高知)  
 昭麻 麻和十中  
 昭和 鷹見銑三 (東京)  
 昭伊 伊那十中  
 昭那 矢野齊 (長野)

支那語部文科(學)第三學年

昭東 橋內武道 (大分)  
 昭安 昭東十二中  
 昭久 松滿穗 (山形)

支那語部文科(律法)第三學年

昭松 井川節雄 (島根)  
 昭旭 泉興長 (富山)  
 昭鹿 鹿島太郎 (鹿兒島)  
 昭平 大澤未知之助 (東京)  
 昭和 賢武 (朝鮮)  
 昭日 日大十二中  
 昭和 鈴木喜三郎 (東京)

支那語部貿易科第三學年

昭本 合場信次 (東京)  
 昭本 藤井寅雄 (東京)  
 昭豐 伊藤博 (愛知)  
 昭京 小島欽次 (埼玉)  
 昭愛 柴垣芳太郎 (愛知)  
 昭三 西村英作 (福岡)  
 昭池 柴垣芳太郎 (愛知)  
 昭和 柴垣芳太郎 (愛知)  
 昭山 山原弘脩 (長野)  
 昭南 鈴木智功 (岡山)  
 昭知 田內定高 (愛知)

支那語部拓殖科第三學年

昭盛 坂有尙 (樺太)  
 昭新 坂脩平 (山形)  
 昭立 木村穉 (東京)  
 昭信 久野正巳 (愛知)  
 昭都 大邱公立中  
 昭和 田中新市 (福岡)  
 昭大 大田誠 (山梨)  
 昭兵 兵庫市 (兵庫)



支那語部文科(學文)第二學年

昭松 和本 八中 赤羽龍作 (長野) 昭福 井中 今井一頁 (東京) 昭今 市下 山下廣次 (栃木)

支那語部文科(律法)第二學年

昭八 和戶 三原 富士男 (東京) 昭諏 訪中 熊澤英城 (長野) 昭橫 濱中 田邊伸夫 (埼玉) 昭秋 和田 伊藤鐵美 (秋田) 昭眞 和岡 坂上吉男 (樺太) 昭氣 仙沼 高橋誠一 (宮城) 昭和 濱中 小林立洋一 (神奈川)

支那語部貿易科第二學年

昭咸 和興 高朴 炳顯 (朝鮮) 昭西 尾高 原春一 (愛知) 昭水 和尾 林康雄 (茨城) 昭巢 和尾 野太郎 (千葉) 昭大 和田 山茂樹 (栃木) 昭竹 和田 俊之 (大分) 昭和 田中 古田 昭千 和葉 十中 昭東 京中 小村井三郎 (東京) 昭東 京中 金澤吉太郎 (福岡) 昭大 和田 宮內貞男 (德島) 昭和 田中 白井正幸 (島根) 昭和 田中 野直明 (東京)

支那語部拓殖科第二學年

昭東 京中 原島嘉一 (東京) 昭盛 岡中 大矢動 (岩手) 昭志 和太 十三金原憲治 (靜岡) 昭豐 浦中 山本章 (愛知)

支那語部文科(學文)第一學年

昭長 和野 青柳一男 (群馬) 昭順 和天 原芳之助 (東京) 昭惠 和那 肥田多喜郎 (岐阜) 昭京 橋中 細島芳雄 (東京) 昭淺 野中 川曠 (神奈川) 昭東 京中 野武吉 (東京) 昭順 和天 三商 渡邊泰輔 (千葉) 昭小 和十 齋藤正寬 (東京) 昭和 和十 佐々木生 (長野)

支那語部文科(律法)第一學年

昭水 和戶 遠藤忍 (茨城) 昭橫 濱中 實(神奈川) 昭德 和山 通(山口) 昭小 和十 栗原精一 (茨城) 昭長 和山 鈴木一夫 (愛媛) 昭和 和十 若浦重雄 (長崎)

支那語部貿易科第一學年

昭東 京中 赤澤修二 (東京) 昭東 京中 河又亮 (東京) 昭京 華中 下山裕一 (栃木)



















獨語部第二學年

海 野崎寛安(高知)

獨語部第一學年

海 水田新太郎(熊本)

露語部第三學年

陸 佐藤清久(愛知)

露語部第一學年

海 河合秀男(石川) 海 野村盛弘(鹿兒島)

西語部第二學年

海 今井信彦(山口)

支那語部第一學年

海 岩井吾郎作(千葉) 海 佐伯洋(愛媛)

蒙古語部第一學年

中島正之(富山) 陸 國清忠(山口)

專修科生

英語第二學年

(氏名ノ上ニ〇印アルハ本科生若クハ選科生ニシテ兼修スルモノ又△印ハ聽講生※印ハ委託生)

※有馬 勇(和歌山)	鴉田 元(廣島)	成田儀平(愛知)	寺尾爲四郎(東京)
淺野孝愛(埼玉)	川口敏雄(山梨)	婁子倫(中野)	※戸野塚喜義(栃木)
淺山龍男(長崎)	慶野富祐(栃木)	世古孝久(東京)	渡邊 亘(千葉)
原 輝雄(長野)	小山晴之助(長野)	瀨崎順二(東京)	山口秋彦(茨城)
長谷弘藏(宮城)	前田 清(東京)	柴田家光(北海道)	柳内丈夫(福島)
早川鐘一(愛知)	丸山正光(長野)	菅 英士(東京)	米山八彌(長野)
本間昇一(山形)	中村新吉(茨城)	鈴木正治郎(東京)	吉澤忠久(神奈川)
星野正司(東京)	中村哲夫(宮城)	高原保夫(長崎)	
古屋繁雄(東京)	中根正巳(東京)	田中巖(東京)	



英語第一學年

秋保正三 (宮城)	菊地俊一 (東京)	大曲公夫 (東京)	田上又須香 (熊本)
青木啓治 (東京)	※北 將 信 (北海道)	小野敏夫 (東京)	太郎館 幹 (三重)
淺見正孝 (愛媛)	北村賢吉 (新潟)	大戸邦秀 (東京)	徳田壽徳 (鹿兒島)
新 貢 治 (東京)	小宮壽郎 (神奈川)	小澤公麿 (東京)	利根川良治 (神奈川)
江平正夫 (鹿兒島)	河野春吉 (大分)	崔 光 圭 (朝鮮)	辻田泰三 (岐阜)
遇 乘 權 (兵庫)	熊井九二也 (埼玉)	齋 藤 肇 (埼玉)	張 龍 桂 (朝鮮)
羽賀芳夫 (岐阜)	黑江輝雄 (東京)	齋藤芳雄 (栃木)	張 宗 源 (朝鮮)
不破辰二 (熊本)	黒木重文 (宮崎)	榊原貞男 (愛知)	中條清美 (香川)
藤吉昌平 (岐阜)	黒崎千守 (島根)	關 野 勇 (神奈川)	梅 山 啓 (大阪)
五十嵐幸一郎 (千葉)	前 田 隆 (東京)	千賀正雄 (京都)	内田勇次 (静岡)
今井道之助 (東京)	丸山桂次 (静岡)	鈴木大吉 (静岡)	渡邊貫太郎 (島根)
石田圭一 (三重)	宮崎 勳 (東京)	鈴木 繁 (東京)	山田一利 (東京)
石原貞雄 (東京)	水崎正之助 (東京)	高野春人 (東京)	山本明夫 (高知)
華 方 伯 (滿洲國)	村田幹人 (廣島)	鷹巢典雄 (佐賀)	山本儀一 (東京)
加藤滿嗣 (神奈川)	永野 董 (千葉)	竹下榮昌 (長野)	山地三平 (高知)
河村三良 (東京)	中村正久 (大分)	田村竹松 (東京)	

佛語第二學年

細井 聰 (福井)	河村福夫 (東京)	長尾喜又 (神奈川)	武生德司 (神奈川)
市川義男 (新潟)	壬生台舜 (東京)	崔 圭 弘 (朝鮮)	
堀崎賢治 (宮城)	三宅 一 郎 (岡山)	高 堀 太 郎 (東京)	

佛語第一學年

阿部四郎 (宮城)	加藤節男 (廣島)	中原康之 (佐賀)	鳥居正二 (東京)
馬 崑 山 (滿洲國)	菊地利夫 (北海道)	中野文男 (東京)	鷓飼義一 (福岡)
土肥睦夫 (和歌山)	北島佐久雄 (石川)	西川勝治 (東京)	歌田一 郎 (山梨)
江森武男 (東京)	駒田彌太郎 (三重)	小川繁樹 (東京)	内 田 裕 (岡山)
原 眞 (東京)	今野忠太郎 (山形)	落合慧五郎 (東京)	和 諷 茂 行 (千葉)
藤川忠雄 (東京)	倉 橋 弘 (長野)	羅 阿 水 (臺灣)	山田清三 (愛知)
飯島和夫 (東京)	牧 定 雄 (東京)	高橋正次郎 (京都)	矢野敏男 (愛媛)
磯貝龜吉 (東京)	松村民治 (富山)	武田稔幸 (高知)	
金子忠雄 (京都)	前田純敬 (大阪)	田中大二 (廣島)	
金子 保 (長野)	三上義孝 (北海道)	陳 荊 和 (臺灣)	

獨語第二學年



橋本 喬 (福井)	伊與田 松次郎 (愛知)	奧田 光 (三重)	飛田 宏 (東京)
羽藤 寛 (岩手)	喜多村 勇 (島根)	境 武彦 (福井)	外狩 伸一 (愛知)
服部 敬 (岐阜)	駒井 朝暉 (静岡)	坂本 忠司 (兵庫)	外山 英典 (宮崎)
藤田 喜三 (鹿兒島)	黒木 榮一 (福井)	猿谷 九万 (長野)	堤 可正 (宮崎)
飯島 邦男 (群馬)	三宅 岩之助 (兵庫)	佐藤 賀彌 (栃木)	上西 道成 (東京)
井上 正泰 (岡山)	森泉 剛道 (埼玉)	關口 武 (長野)	山崎 照雄 (兵庫)
伊藤 淺治 (長野)	内藤 猛男 (廣島)	白杉 政一 (東京)	米津 榮 (樺太)
糸川 利一 (三重)	西森 末次郎 (滋賀)	田口 英太郎 (静岡)	吉岡 衛 (兵庫)
岩間 祐治 (東京)	岡本 亨吉 (和歌山)	田名 綱輝雄 (東京)	
<b>獨語第一學年</b>			
阿部 常久 (東京)	長谷川 貞三 (東京)	池田 芳次 (和歌山)	韓 圭 鐘 (朝鮮)
青島 功一 (静岡)	畑野 友苗 (東京)	今田 保 (山口)	菅野 泰治 (東京)
巴 布哈 (蒙古)	林 信義 (北海道)	石田 敏郎 (東京)	韓 泰 熙 (朝鮮)
江守 一雄 (富山)	本庄 昇 (兵庫)	石川 陽山 (福島)	菊田 善康 (大阪)
榎本 法達 (東京)	堀越 眞一 (栃木)	伊藤 裕太郎 (長野)	小島 良夫 (神奈川)
江澤 潔 (東京)	堀尾 泰弘 (福岡)	泉 稔 (熊本)	小島 善二郎 (東京)
行徳 幸雄 (福岡)	福田 敬吉 (東京)	金井 達藏 (東京)	栗田 廣 (静岡)

草野 利男 (徳島)	新家 義雄 (愛知)	齋藤 達也 (埼玉)	手塚 正明 (東京)
香 水 勇 (滋賀)	野中 晴彦 (三重)	坂本 昂 (石川)	陳 炳 鑫 (臺灣)
丸山 八郎 (新潟)	帶谷 善三 (東京)	芝山 半之丞 (三重)	局 又 太郎 (福岡)
松田 弘 (千葉)	尾形 功 (東京)	菅田 直治 (富山)	梅田 順三 (京都)
松岡 匡一 (愛知)	大原 靖 (山形)	杉山 賢一 (東京)	内山 輝夫 (福井)
松下 喜平 (東京)	大平 昌正 (東京)	高橋 剛 (東京)	山田 大十 (東京)
宮本 浩太郎 (山口)	岡部 佐七 (栃木)	高梨 信義 (神奈川)	山根 俊男 (廣島)
森 瀬 茂 (東京)	折内 義道 (福島)	高野 昌一 (東京)	山下 健次 (東京)
永井 勝芳 (福岡)	大鹽 和男 (東京)	高山 三郎 (東京)	吉岡 俊雄 (宮城)
中村 正吉 (東京)	魯 義 淑 (朝鮮)	田村 芳夫 (東京)	
新見 開三 (大阪)	齋藤 宗一 (長崎)	武川 憲治 (東京)	
<b>露語第二學年</b>			
濱田 謹吾 (東京)	加藤 正義 (東京)	三輪 孝 (大分)	多田 弘 (新潟)
※畑 進一 (和歌山)	加藤 丈吉 (岐阜)	中井 勤 (愛媛)	武井 勝 (長野)
平本 源三 (廣島)	川上 護 (新潟)	岡 弘 (富山)	上野 弘人 (石川)
※福井 嘉壽 (京都)	北山 正義 (富山)	大西 太郎 (大阪)	※山田 平俊 (滋賀)
伊藤 實 (東京)	熊谷 正男 (岩手)	齋藤 司 (青森)	築浦 進一 (神奈川)



岩上 順一 (東京)

川原 正義 (東京)

岡島 忠雄 (北海道)

篠原 孝太郎 (東京)

吉村 孝 (神奈川)

露語第一學年

秋田 金作 (東京)	金田 録郎 (愛知)	眞山 邦夫 (岩手)	李 增禮 (臺灣)
饒 倫生 (中華)	加藤 哲 (北海道)	三戸 信人 (廣島)	崔 景燾 (朝鮮)
花村 清 (東京)	川田 淑夫 (新潟)	村上 正二 (東京)	佐藤 重雄 (群馬)
長谷川 秋郎 (静岡)	川瀬 典一 (神奈川)	中野 健三 (長野)	佐藤 安人 (廣島)
※服部 鐵次郎 (岐阜)	木村 十三夫 (岐阜)	中坪 正七 (長野)	關口 四郎 (神奈川)
深瀬 達兄 (奈良)	金 斗煥 (朝鮮)	饒村 義治 (新潟)	※椎 木 久 (茨城)
藤田 守 (秋田)	岸和田 定元 (愛知)	大木 啓雄 (栃木)	新澤 憲吾 (東京)
池田 鴻 (高知)	小島 慶三 (埼玉)	大野 孝德 (東京)	鈴木 榮 (宮城)
井上 真一 (兵庫)	小島 光市 (東京)	汪 祖 恩 (中華)	高木 菊松 (東京)
尹 昌 植 (朝鮮)	栗原 照次 (東京)	大谷 脩 (神奈川)	高橋 宏次 (宮城)
石井 一夫 (東京)	姜 大昌 (朝鮮)	大友 福夫 (北海道)	塚原 功 (東京)
石川 敦美 (東京)	前原 道生 (大分)	尾崎 彦朔 (愛知)	内野 恂 (東京)
板橋 正 (茨城)	松田 緝 (北海道)	翁 如新 (中華)	吉岡 保 (廣島)
神谷 壽 (群馬)	松本 幸一 (東京)	李 泰初 (中華)	

西語第二學年

今井 祐之介 (静岡)	中島 利一 (栃木)	鮫島 武久 (東京)	鈴木 茂男 (東京)
加藤 英郎 (岐阜)	小川 雅彦 (東京)	關 公 男 (東京)	△武田 房子 (山口)
牧野 芳夫 (新潟)	大口 春右衛門 (大阪)	清水 正元 (神奈川)	

西語第一學年

秋山 義男 (茨城)	鍛冶 俊三 (愛媛)	三村 光男 (茨城)	岡田 功 (和歌山)
深田 賢作 (静岡)	岸和田 定輝 (愛媛)	長沼 士郎 (長野)	大野 岡辰 (群馬)
△藤江 貞 (東京)	國井 惟行 (山形)	中川 浩 (新潟)	佐藤 史郎 (神奈川)
香中大二郎 (東京)	牧里 大三 (廣島)	西田 義郎 (三重)	澁谷 正治 (東京)
金田 曉道 (神奈川)	三村 馨 (兵庫)	小笠原 政俊 (青森)	

支那語第二學年

馬場 清一 (福島)	池田 英雄 (東京)	金崎 彌七郎 (東京)	河野 正孝 (愛媛)
萩行 純堂 (富山)	今村 廣 (東京)	金 相 旰 (朝鮮)	倉持 德一 (栃木)
裴 應道 (朝鮮)	印出 井一男 (東京)	北村 偉八郎 (東京)	倉岡 信行 (鹿兒島)
春山 六郎 (埼玉)	市村 榮司 (東京)	北村 讓一 (山梨)	桑原 要 (長崎)
藤田 讓 (神奈川)	上林 銀一郎 (山形)	黃 朝 棟 (臺灣)	丸山 忠儀 (長野)



※村松繁男 (長野)	柳錫雄 (朝鮮)	謝報 (臺灣)	牛島德次 (東京)
中野万馬 (静岡)	佐藤弘 (秋田)	高橋和義 (群馬)	△渡邊武夫 (茨城)
中島繁一 (東京)	篠崎儀助 (茨城)	田中文夫 (佐賀)	※山縣守 (岡山)
荻野一雄 (新潟)	杉本實 (愛知)	戸村正義 (千葉)	米田勝利 (東京)
岡本武彦 (東京)	杉田義人 (熊本)	龜崎義和 (福岡)	吉田利平 (茨城)
大島清美 (長野)	鈴木淳二 (東京)	土田健司 (新潟)	

支那語第一學年

赤尾光雄 (東京)	稻川直皓 (秋田)	菊池雄次 (宮城)	牧原淺次郎 (東京)
荒畑政雄 (東京)	石田實 (埼玉)	北脇秀市 (東京)	松本殿輝 (東京)
江崎信夫 (福岡)	伊東正三 (宮崎)	小高恭平 (東京)	松本勇治 (千葉)
江渡榮一 (青森)	岩本一美 (熊本)	小西和夫 (東京)	宮崎文男 (東京)
原田行雄 (鹿児島)	蒲由央 (神奈川)	河野之保 (東京)	水野徳巳 (長野)
布施欽吾 (千葉)	菅野恂 (福島)	久保均 (廣島)	持田益啓 (東京)
藤澤玄 (長野)	柏熊靜 (千葉)	工藤幹 (秋田)	村田榮治 (兵庫)
井出新六 (長野)	片岡千治 (千葉)	黒田俊夫 (兵庫)	中田秀吉 (東京)
井垣春雄 (京都)	風間康男 (新潟)	草薙樟二 (三重)	中井健次郎 (山口)

中村康哉 (栃木)	佐島忠夫 (愛媛)	瀧田信義 (山形)	辻丈男 (三重)
中村正得 (青森)	進士武敏 (静岡)	竹生田尙平 (神奈川)	長南實 (山形)
中里報國 (青森)	杉村昌彦 (北海道)	田邊輝彦 (東京)	渡邊昇三 (静岡)
野本米吉 (埼玉)	鈴木文亮 (福島)	田中禮三 (東京)	渡邊靖彦 (北海道)
小笠原太郎 (東京)	鈴木喜一郎 (東京)	田中四郎 (鳥取)	山本徳一 (静岡)
小川正文 (兵庫)	鈴木貞三 (東京)	田中脆義 (東京)	山崎貫治 (石川)
李基燦 (朝鮮)	平和彦 (鹿児島)	寺山浩三 (青森)	安田政信 (新潟)
劉嘉和 (臺灣)	高木芳男 (東京)	千葉榮 (東京)	米谷健吉 (新潟)
※佐々木要喜 (宮城)	高橋正敏 (新潟)	筒井四郎 (福岡)	吉田憲二 (神奈川)

速成科生

伊語

濱口隆一 (三重)	大野彬治 (秋田)	鈴木武章 (東京)	宇都宮可十 (大分)
黒柳政幸 (岐阜)	齋藤新太郎 (東京)	菅谷篤二 (千葉)	
岡田正秀 (東京)	清家清 (東京)	宇尾野久 (新潟)	

蒙古語



科別	學年	最高	最低	平均
本 科	第一學年	二七、〇一 <sup>月</sup>	一七、〇一 <sup>月</sup>	一九、〇〇 <sup>月</sup>
	第二學年	二六、〇〇	一七、一一	二〇、〇〇
	第三學年	二六、〇三	一九、〇〇	二一、〇一
	第四學年	二八、〇三	二〇、〇一	二二、〇二
	第一學年	二四、〇四	一七、〇一	一八、〇八
特修科	第二學年	二六、一一	一八、〇四	二〇、一〇

第十一 本科卒業生 (表中×印ヲ附セルハ死亡者ナリ)

英語學科

明治三十三年七月第一回卒業生 (十人) (いろは順)

- 星野 幹 (東京) 渡邊 謙三 (三重) × 奥坂角太郎 (徳島) 芹澤 政衛 (静岡)
- 星野 政吉 (東京) 片山 寛 (長野) × 松島與三左衛門 (福井)
- × 長 連 樹 (石川) 高野 圭一 (茨城) × 森川 乙 猪 (高知)

暹羅語

蘭 語

本科特修科生徒年齢表 (昭和十四年四月調)

池田 博行 (長崎)	木村 惠 (三重)	小澤 榮藏 (神奈川)	塩田 孝道 (北海道)
菅 眞 (茨城)	森 新藏 (大阪)	齋藤 洋平 (東京)	鷺尾 暁三 (兵庫)
勝村 茂 (廣島)	中島 新 (兵庫)	酒井 亮 (福岡)	山内 啓 (山形)
梶原 昌八 (京都)	押本 孝一 (東京)	芹澤 卓夫 (静岡)	
吳 幸宜 (臺灣)	中尾 七郎 (長野)	田村 誠久 (東京)	和田 弘 (東京)
長谷川 光保 (埼玉)	中島 正之 (富山)	知久 英治 (栃木)	吉村 純之輔 (東京)
櫻村 功 (茨城)	蔡 英 俊 (臺灣)	常岡 悟郎 (兵庫)	
益 子 直 (栃木)	櫻井 英介 (東京)	津島 敏男 (東京)	
青木 忠良 (三重)	金澤 高一 (茨城)	森 重 臣 (東京)	仁平 芳郎 (栃木)
坂西 勝 匡 (神奈川)	森 五 郎 (大分)	中山 甲子 (茨城)	高見 之元 (富山)
池田 哲郎 (宮城)			



明治三十四年七月第二回卒業生

(十一人)

(いろは順)

伴野八郎 (兵庫) 高橋行次 (滋賀) 隈川 豊 (東京) 齋藤千之 (兵庫)  
 尾上瀧太郎 (福岡) 高岡 讓 (和歌山) 古賀十二郎 (長崎) 平井準之助 (大阪)  
 ×上條辰藏 (長野) ×中園 修吾 (神奈川) 青柳幹一 (山梨)

明治三十五年七月第三回卒業生

(十九人)

(いろは順)

×伊藤常重郎 (三重) 野口久三郎 (大阪) 山本英造 (東京) ×宮崎孫三郎 (長野)  
 伊藤正胤 (高知) ×野口兼太郎 (東京) ×淵上 巖 (福岡) 御子榮頼一 (長野)  
 小野清一 (東京) 大橋榮三 (東京) ×秋元正四 (東京) ×關 善八 (熊本)  
 桂田次郎 (島根) 奥村清一 (佐賀) 湯淺 實 (東京) 鈴木利貞 (佐賀)  
 竝河昭廣 (滋賀) 山崎壽春 (鳥取) 宮崎 謙平 (北海道)

明治三十六年七月第四回卒業生

(六人)

(いろは順)

綿織房之助 (岩手) 太田立助 (京都) 青木松之丞 (島根)  
 ×小山田 千代壽 (青森) 熊田 敏 (滋賀) 赤羽作郎 (長野)  
 上杉憲章 (山形)

選科修了生

(一人)

明治三十七年七月第五回卒業生

(十六人)

(いろは順)

今西喜藏 (奈良) 小野 越 (静岡) 中村叔平 (長野) ×松本 肇 (島根)  
 ×石川二三 (山口) 加藤謙吉 (東京) 山口藤助 (山口) ×眞鍋良三 (香川)  
 ×長谷省二 (三重) ×吉田曉三 (廣島) ×安田政治郎 (東京) 清水家助 (兵庫)  
 ×本多石介 (福井) ×角田松次郎 (群馬) ×松田宗一 (宮崎) ×杉田善次 (東京)

明治三十八年七月第六回卒業生

(十九人)

(いろは順)

石黒覺太郎 (東京) 田所正躬 (東京) ×宇都宮 浩 (大分) 吉良馬吾 (高知)  
 ×西尾宣次郎 (大阪) ×中富敏夫 (福岡) 井上大直 (愛媛) 城谷 默 (東京)  
 遠近鳳一 (鹿児島) 奈古屋英馬 (山口) 町田長種 (静岡) 尖戸千穎 (愛媛)  
 小川吉雄 (新潟) 南部實吉 (高知) 藤本治郎 (愛媛) 仙波重義 (福岡)  
 兼弘正雄 (鹿児島) 上田義雄 (大分) 淺野寅治郎 (岐阜)

選科修了生

(二人)

(いろは順)

×工藤慧達 (熊本) 志村義夫 (群馬)

明治三十九年七月第七回卒業生

(三十人)

(いろは順)



林 脩一郎 (愛知)	高橋勝三 (岡山)	山田真太郎 (埼玉)	來住順藏 (兵庫)
×西村晃一 (山口)	坪井新次郎 (愛媛)	安永邦弘 (愛媛)	岸本光治 (大阪)
細江逸記 (三重)	月岡 豪 (岡山)	×町原重光 (福井)	湯下惣一 (東京)
×小倉 鎬 (島根)	×中澤藤甫 (長野)	桑折鐵次郎 (愛媛)	三俣一郎 (群馬)
小倉二郎 (千葉)	岡 健夫 (山口)	小松崎 茂 (茨城)	宮地金藏 (神奈川)
鎌田敬四郎 (福島)	×岡野小太郎 (茨城)	×阿比留 棊 (長崎)	平田 正 (鹿兒島)
×加勢任三 (東京)	×久保尊徳 (東京)	佐々木賢治 (大阪)	
×横地真吉 (東京)	矢野 晋 (愛媛)	岸 衛 (東京)	

明治四十年三月第八回卒業生 (三十人) (いろは順)

石川清七 (愛知)	吉永鐵次 (熊本)	大杉延雄 (静岡)	水川 篤 (山形)
×苦米地英俊 (長野)	吉本正秋 (北海道)	桑原萬之丞 (群馬)	篠 誠一 (東京)
渡邊 薫 (大分)	谷 壯藏 (山形)	山本民之助 (東京)	×篠原益之助 (東京)
×河瀬賢治 (鳥取)	高橋清三郎 (静岡)	山元章次郎 (滋賀)	×森 恕一 (東京)
梶川義隆 (東京)	高田春作 (富山)	松澤有治 (佐賀)	妹尾寛二 (岡山)
金子猪八郎 (栃木)	根本儀太郎 (秋田)	松本晋二 (岡山)	鈴木清八 (福島)
河野孝一 (長野)	×中村慎吾 (山形)	生明梅三郎 (群馬)	
河野三通士 (大分)	×上田知一 (大分)	×佐伯益豐 (山口)	

明治四十一年三月第九回卒業生

(二十三人) (いろは順)

×平田多助 (佐賀)	園田顯善 (山形)	安永虎次 (兵庫)	×佐久間經也 (山梨)
×片山篤郎 (島根)	×岩崎實藏 (鳥取)	藤井源吾 (福島)	喜多尾秀二 (京都)
合 田 享 (新潟)	永見聖光 (茨城)	小林廣正 (長野)	×岸田英治 (三重)
吉竹慎一郎 (福岡)	檜 岡 徹 (山形)	近藤春和 (愛媛)	結城喜三 (福岡)
多賀義雄 (岐阜)	上田健司 (鹿兒島)	×赤坂芳次 (埼玉)	三宅永之助 (京都)
高久甚之助 (三重)	太田真輔 (鳥取)	早乙女 毅 (栃木)	

明治四十二年三月第十回卒業生 (二十八人) (いろは順)

岩城義三郎 (岡山)	片山彦四郎 (福岡)	山田喜代助 (宮城)	佐藤權太郎 (新潟)
磯 矢 剛 (三重)	春日秀雄 (東京)	×山口一郎 (新潟)	×佐藤強介 (秋田)
×生島知二 (東京)	×玉手信二郎 (大阪)	馬淵芳樹 (岐阜)	本如浩四郎 (岡山)
西脇保二 (新潟)	中谷儀一郎 (大阪)	藤野武男 (長野)	×岸 俊彦 (茨城)
戸田三郎 (石川)	宇井忠清 (千葉)	×手塚泰雄 (福岡)	御手洗謙一 (愛媛)
尾池虎三郎 (香川)	宇野勇彦 (徳島)	赤間徳壽 (富山)	宮野泰造 (廣島)
若松清太郎 (鳥取)	大村秀太郎 (東京)	×齋藤義雄 (東京)	三島和介 (東京)



明治四十三年三月第十一回卒業生

(二十三人)

(いろは順)

- ×伊藤滋雄 (長野)
- 飯田彌太郎 (東京)
- 長谷川元吉 (島根)
- 西 虎 夫 (岡山)
- 小野直一 (岡山)
- 小野田文助 (愛知)
- 若山芳重 (愛知)
- 渡邊平次郎 (島根)
- 川島康吉 (東京)
- 片山 俊 (長野)
- ×吉田晋作 (三重)
- 高野 貢 (茨城)
- ×玉垣一男 (徳島)
- ×氏家重一 (香川)
- 柳澤柳太郎 (長野)
- 後藤半七郎 (山形)
- ×安保太郎 (福島)
- 青 柳 亮 (島根)
- ×齋藤治三郎 (千葉)
- 澤 西 徹 (佐賀)
- 篠原新次郎 (東京)
- 須川綾雄 (静岡)
- ×須田耕一 (長野)

明治四十四年三月第十二回卒業生

(三十二人)

(成績順)

- 石田憲次 (山口)
- ×戸 田 勳 (廣島)
- 渡邊修吾 (東京)
- 村松金作 (静岡)
- ×池島弘作 (新潟)
- ×小林勇藤 (長野)
- 石田善太郎 (東京)
- 藏田美廣 (宮城)
- 矢吹義享 (栃木)
- 郷 敏 (栃木)
- 奥島太一郎 (東京)
- 松岡末吉 (東京)
- 河原慎男 (東京)
- 河原正路 (長野)
- 石光助一 (山口)
- ×田 邊 恒 (宮城)
- 山本孝太郎 (和歌山)
- 山本勘一 (岡山)
- 田 中 饒 (東京)
- ×今井要一郎 (群馬)
- 立川卓男 (廣島)
- 小林嘉七 (栃木)
- 岩田豊吉 (東京)
- ×射手一三 (長野)
- ×種子島季彦 (鹿兒島)
- 山脇義太郎 (兵庫)
- 武山清市 (岐阜)
- 齋藤春雄 (北海道)
- ×今村方四郎 (長野)
- 中 村 克 (千葉)
- 松井良平 (宮崎)
- ×内 田 直 (岩手)

明治四十五年三月第十三回卒業生

(十九人)

(成績順)

- 新津米造 (長野)
- 松田一郎 (群馬)
- 松本季三志 (新潟)
- 須藤兼吉 (長野)
- 上原光次郎 (京都)
- 中島進治 (長野)
- 加納道生 (大分)
- 淺野利郷 (愛知)
- 篠田理一 (愛知)
- 吉田耕一 (新潟)
- 高崎準吉 (福岡)
- 岡 島 清 (三重)
- 久保田貞充 (長野)
- 大塚繁之助 (三重)
- ×原 田 武 (神奈川)
- 香西亮一 (香川)
- 岡 傳太郎 (徳島)
- 濱野末太郎 (栃木)
- 富樹周太郎 (佐賀)

大正二年三月第十四回卒業生

(二十一人)

(成績順)

- 岩崎民平 (山口)
- 下山忠夫 (神奈川)
- 泊 淑 人 (兵庫)
- 平岩宣順 (愛知)
- 牧岡康二 (愛知)
- 富樫 甫 (新潟)
- 太田盛美 (山梨)
- ×露 崎 厚 (千葉)
- 松村時次 (東京)
- ×下村忠兵 (岡山)
- 西山存次郎 (神奈川)
- 淺山正路 (青森)
- ×坂 元 盈 (宮城)
- 鈴木文四郎 (千葉)
- 田部克巳 (島根)
- 大久保貞吉 (長崎)
- 大河原 實 (福島)
- 前 田 巖 (千葉)
- 藤 本 馨 (長野)
- 渡邊六郎 (神奈川)
- 青山謙吾 (愛知)

大正三年三月第十五回卒業生

(二十二)

(成績順)



- 大正四年三月第十六回卒業生 (二十四人) (成績順)
- 荻部 榮吉 (新潟)
  - 鈴木 一雄 (兵庫)
  - 松下 巖 (山梨)
  - 鈴木 丑松 (千葉)
  - ×田中 鏡之助 (東京)
  - 木村 喜逸 (埼玉)
  - 松見 鹿藏 (和歌山)
  - 大原 武夫 (京都)
  - ×福波 邦男 (鳥取)
  - 佐藤 吉内 (山形)
  - 杉下 隆治 (長野)
  - ×松江 暉二 (徳島)
  - 福島 菊次郎 (長野)
  - 中野 梅太郎 (兵庫)
  - 山内 甚二郎 (三重)
  - 佐藤 福三郎 (神奈川)
  - 高橋 正治 (長野)
  - ×小松 五郎 (長野)
  - 石川 鼎造 (東京)
  - 山本 勘一 (岡山)
  - 服部 敬之助 (愛知)
  - ×中村 豊吉 (福岡)

- 大正五年三月第十七回卒業生 (十九人) (成績順)
- 古瀬 良則 (長崎)
  - ×津田 振二 (長野)
  - 樋口 茂正 (東京)
  - ×鹽野 純吉 (三重)
  - 山田 武夫 (東京)
  - 山縣 辰藏 (東京)
  - 五來 要人 (茨城)
  - 星野 辰雄 (群馬)
  - 都築 増太郎 (愛知)
  - ×志賀 清顯 (秋田)
  - 角田 操 (兵庫)
  - 竹内 勝太郎 (東京)
  - 大坪 正 (佐賀)
  - 島田 襄 (三重)
  - 遠山 武雄 (千葉)
  - 原 平十郎 (長野)
  - 羽田 中吉 (石川)
  - 谷 活 (大分)
  - 平野 三郎 (島根)
  - 松本 守保 (神奈川)
  - ×山口 萬三 (新潟)
  - ×山 口 萬三 (新潟)
  - 鋤納 良治 (大阪)
  - 佐藤 艶三 (宮崎)
  - 尾上 四郎 (東京)

合 計	米 洲	滿 洲	樺 太	朝 鮮	沖 繩	臺 灣	鹿 島	宮 崎	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	香 川	愛 媛	徳 島	和 歌 山	山 口
14																	
17					1			1									1
14																	
15					1	1											
19					2										1	1	
19					1			1	1						1		
17																1	
15	1																
12																	
10																	
14								1		1							
18									1							1	
17					1			1		2							
16								1	1	1						1	
15											1						
16						1		2							1		
13								1									1
12																	
14																	
×1																	
10									1								
7										1							
×1																	
5																	
2																	
12																	
3																	
×2																	
×2																	
919	1	2	3	12	5	2	17	5	14	6	13	32	11	13	5	5	18
46				1		1							1	2			3
41													1		1		
87				1		1						1	1	2	1	1	3

備考















×多賀秀敏 (大阪)	星加延雄 (愛媛)	×飯塚美之吉 (東京)	×金久正儀 (徳島)
鶴飼恭一 (和歌山)	宮越正次 (新潟)	岩澤忠二 (千葉)	黒澤清 (福島)
坪倉進 (京都)	早川權治 (千葉)	松本常太郎 (岡山)	白井洋爾 (長野)
荒井銀次郎 (東京)	宇田川惣助 (東京)	大政正治 (愛媛)	
栗原重吉 (埼玉)	室橋春爾 (石川)	加藤三達直 (香川)	

大正八年三月第二十回卒業生

(二十七人) (成績順)

松尾福雄 (兵庫)	長尾操 (高知)	藤本真 (山梨)	能勢冲氣 (高知)
×奥山芳夫 (山形)	宮村一之 (石川)	佐藤信助 (宮城)	大橋茂登治 (静岡)
新貝進 (大分)	江戸征一 (群馬)	小林幹 (長野)	首藤茂 (愛媛)
高野鷹二 (神奈川)	加藤正男 (東京)	中村謙 (東京)	初田敏藏 (鳥取)
新貝八州男 (三重)	橋本修 (愛媛)	岩淵英雄 (福島)	×内藤民松 (岡山)
谷舞清太郎 (大阪)	兒王兵一 (長野)	戸川正雄 (神奈川)	×櫻井光之丞 (群馬)
齋藤喜重 (神奈川)	江守久三郎 (富山)	中平卓 (愛媛)	

英語部

(大正八年九月改稱)

大正九年三月第二十一回卒業生

(二十九人)

(ABC順)

×坂東省 (愛知)	慶谷俊雄 (三重)	中村清司 (大阪)	木本元 (愛知)
藤村久雄 (廣島)	木村脩吉 (兵庫)	小花飯三 (静岡)	高橋重人 (長野)
×萩原郁雄 (愛知)	河野徳亮 (東京)	越智龍 (愛媛)	寺島繁男 (長野)
林達心 (三重)	×町田芳一 (山口)	岡本茂樹 (兵庫)	津村和夫 (福岡)
兵頭鐵之助 (愛媛)	眞玉橋朝英 (沖繩)	酒井善左衛門 (福岡)	宇野一郎 (福井)
飯島寛 (茨城)	港醇一郎 (東京)	島坂欣一 (福島)	
石川正一 (栃木)	宮川汎 (長野)	下山敏男 (神奈川)	
加藤萬壽男 (愛知)	宮田政之助 (東京)	静岡健雄 (東京)	

大正十年三月第二十二回文科卒業生

(二十七人)

(ABC順)

×布施政信 (東京)	黒田實 (福井)	×澤田誠明 (神奈川)	渡邊義雄 (東京)
片岡春太郎 (愛知)	三奈木邦造 (山口)	所斐 (長野)	柳本誠一 (徳島)
×加藤伸雄 (三重)	×内藤銓太郎 (東京)	友成友次 (熊本)	
川口寅治 (長野)	×野口千代吉 (東京)	戸島俊三 (秋田)	
木村長榮 (神奈川)	野原三郎 (北海道)	塚田嘉太郎 (長野)	

大正十年三月第二十二回貿易科卒業生

(三十人)

(ABC順)



阿賀壽三郎 (岡山) 支倉秀夫 (宮城) 日下部盛一 (岐阜) 照井廣治 (岩手)  
 青木七郎 (宮崎) 平井雅三 (兵庫) 三谷義男 (廣島) ×東原忠 (福島)  
 團田泰三 (福井) 平間力之助 (千葉) 森本喜次郎 (和歌山) 津村滋 (廣島)  
 出川健一郎 (鳥取) 廣瀬一雄 (岐阜) 森田吉秀 (東京) 渡邊卯三郎 (愛知)  
 ×江口貞夫 (愛知) 石川實 (岐阜) 中村康 (静岡) ×渡邊善四郎 (千葉)  
 原文美 (長野) 菊田良吉 (宮城) 澤邊新 (東京) 山田禮三郎 (東京)  
 原田信行 (東京) 北川鶴之助 (長野) 高仲善治 (茨城) 田澤文平 (東京)

大正十一年三月第二十三回文科卒業者 (十四名)

安積昭夫 (兵庫) 古賀米吉 (愛知) ×野水慎三郎 (新潟) ×高木茂夫 (山口)  
 ×本田金兵衛 (愛知) 黒澤浩太郎 (秋田) 櫻井義彦 (山口) 山田正形 (徳島)  
 ×石橋乾郎 (東京) ×美甘巖夫 (岡山) 眞田外茂雄 (富山) 島田謹二 (茨城)  
 片山雄一 (岡山) 村井英雄 (新潟) 島田謹二 (茨城)  
 信垣直一 (大阪) ×日比野規壽 (岐阜) 長島信太郎 (神奈川) 清水平吉 (山形)  
 古田由良 (岡山) 小崎胤幸 (愛媛) 滑川二三郎 (兵庫) 鹽田孝 (和歌山)

大正十一年三月第二十三回貿易科卒業者 (十三名)

×杉浦政次 (静岡) 宇田川岩次郎 (東京) 湯本滿壽美 (廣島)  
 高野常雄 (東京) 山本保信 (兵庫)

大正十二年三月第二十四回文科卒業者 (十三名) (ABC順)

荒牧鐵雄 (福岡) ×石井友義 (神奈川) 大槻弘一 (茨城) 山中正明 (東京)  
 若林日出雄 (千葉) ×伊東祐迪 (鹿兒島) 田中豊 (廣島)  
 市古廣治 (東京) ×片口泰二郎 (富山) ×立山忠明 (熊本)  
 池田 碑 (東京) 三科重嘉 (山梨) 渡邊康夫 (茨城)

大正十二年三月第二十四回貿易科卒業者 (十二名) (ABC順)

深澤長太郎 (東京) 池田源太 (大分) 溝口光一 (愛知) 杉山泰彦 (廣島)  
 福田信一 (東京) 金井明和 (新潟) 西本秀造 (鳥取) 高島榮 (東京)  
 半澤儀一郎 (岩手) ×三浦孝 (東京) 柴田信次 (兵庫) 山崎來代人 (鹿兒島)

大正十三年三月第二十五回文科卒業者 (二十一名) (ABC順)

赤井定一 (和歌山) 後藤里 (東京) 岩崎等 (熊本) 國力春雄 (大阪)  
 荒井富矢 (東京) 堀江孝 (静岡) 角野喜六 (福井) 倉田唯得 (廣島)



丸山 準治 (富山) 小川 和男 (東京) 佐野 一郎 (三重) ×脇 正一 (香川)  
 三和 一夫 (滋賀) 岡田 弘 (奈良) 佐藤 政雄 (大阪)  
 ×室住 壽夫 (徳島) 大浦 英 (石川) 田宮 義藏 (東京)  
 ×中尾 敬三 (和歌山) ×佐分利 健 (東京) 田野 功 (千葉)

大正十三年三月第二十五回貿易科卒業者 (二十五名) (ABC順)

淺沼 定一 (東京) 今井 斌 (長野) 中谷 春司 (廣島) 田林 政吉 (山形)  
 馬場 達次 (東京) 稻葉 規衛 (静岡) 根本 丈夫 (千葉) 竹井 米吉 (東京)  
 ×東浦 奈良一 (奈良) 木下 俊一 (静岡) 根村 當武 (東京) 田中 章夫 (兵庫)  
 本多 七郎 (長野) 久木 田重郷 (鹿兒島) 二宮 力 (山梨) 谷口 清 (東京)  
 堀 大司 (東京) ×黒須 新多 (栃木) 大橋 雅二 (千葉)  
 細木 宗一 (東京) 蒔田 榮一 (岡山) 佐野 正 (福岡)  
 池田 哲郎 (宮城) 永田 龍雄 (新潟) ×篠崎 元一 (埼玉)

選科修了者 (一名)

田中 説三 (兵庫)

大正十四年三月第二十六回文科卒業者 (十三名) (ABC順)

阿部 狂介 (山口) 北村 三郎 (京都) 田中 福次 (兵庫) ×利 光 倫 (大分)  
 天野 一夫 (兵庫) 中村 敏夫 (岡山) 館野 實 (東京) 上野 嘉重郎 (栃木)  
 ×荒谷 信男 (廣島) 名和 壽雄 (東京) 龍ノ口 直太郎 (東京) 安井 久雄 (福岡)  
 海老原 幸太郎 (茨城)

大正十四年三月第二十六回貿易科卒業者 (十四名) (ABC順)

深澤 輝義 (東京) 石 堂 保 (山梨) 小池 長人 (長野) 田邊 慶治 (新潟)  
 平塚 博 (東京) 河島 柏夫 (石川) 齋藤 經男 (千葉) 吉田 光義 (東京)  
 今川 千秋 (京都) ×岸 本好憲 (神奈川) ×大橋 靜夫 (静岡)  
 今村 利作 (福岡) 小林 康雄 (東京) 城座 良宗 (東京)

大正十五年三月第二十七回文科卒業者 (十二名) (ABC順)

堀見 宗男 (静岡) 川口 了二 (兵庫) 岡本 一雄 (鳥取) 佐藤 壽雄 (茨城)  
 泉 重敏 (福島) 中村 通三 (栃木) 翁長 俊郎 (沖繩) 田中 虎助 (千葉)  
 金子 義一 (静岡) 中村 實 (千葉) 酒井 英雄 (高知) 漆山 終吉 (山形)

大正十五年三月第二十七回貿易科卒業者 (十名) (ABC順)



×比江島千晴 (宮崎) 木村市三 (廣島) 高木一男 (東京)  
 笈太郎 (東京) 黒岩正身 (宮崎) 田村達雄 (東京)  
 ×菊地銳次 (茨城) 大畑健夫 (岩手) 上本佐一 (山口)

昭和二年三月第二十八回文科卒業者

(二十五名)

(ABC順)

秋山平吾 (東京) 小稻義男 (大分) ×佐々木茂 (秋田)  
 ×安藤安壽夫 (群馬) ×増田敏光 (埼玉) 澤崎九二三 (福井)  
 傳田篤信 (長野) 森田宣道 (東京) 杉谷繁 (宮崎)  
 深川潔水 (福岡) 守屋獅郎 (京都) 東島時藏 (佐賀)  
 平野巖 (東京) ×西川五郎 (東京) 辻赴夫 (福井)  
 伊藤民三 (東京) 小栗敬三 (東京) 塚口馨二 (大阪)  
 川村淳治 (三重) 齋藤好道 (茨城) 浦野謙一郎 (福岡)

×谷口操 (茨城)  
 米澤凱一 (東京)  
 吉野茂 (千葉)  
 吉澤治作 (埼玉)

柳沼重敏 (東京)

昭和二年三月第二十八回貿易科卒業者

(二十八名)

(ABC順)

河原長一 (廣島) 中島敏男 (埼玉) 平正夫 (埼玉) 戸村英行 (千葉)  
 近藤保 (愛媛) 中村元節 (福岡) 高瀬安彦 (京市) 土屋真徳 (長野)  
 黒田義弘 (富山) ×中尾節三 (兵庫) 手島次生 (大分) 白田辰丸 (群馬)  
 増田竹重 (静岡) 澤崎堅造 (福井) ×渡川廣 (廣島) 山田和男 (静岡)

昭和三年三月第二十九回文科卒業者

(十四名)

(ABC順)

安藤一郎 (東京) 松島信夫 (岡山) 大前百合雄 (東京) 島岡季男 (三重)  
 長谷部晃 (愛知) 皆川三郎 (新潟) 尾島義次 (長野) ×御祓如辰男 (山口)  
 ×堀清一 (岐阜) 室田英太郎 (神奈川) 清野忠正 (福島)  
 近藤真夫 (山形) 小野嘉壽男 (香川) ×千田富士太郎 (京都)

昭和三年三月第二十九回貿易科卒業者

(十名)

(ABC順)

畑田萬里 (東京) 木村清太郎 (東京) 佐藤昌造 (山形) ×山田俊男 (東京)  
 磯部定一 (愛知) 大島英 (栃木) 島田昇太郎 (東京)  
 加藤不二男 (東京) 篠澤信 (長野) 武田晴賢 (大阪)

昭和四年三月第三十回文科卒業者

(二十四名)

(ABC順)



福田覺治(埼玉) 宮原次一(長野) 清水俊一(滋賀) 渡邊宏(山形)  
 半澤儀三郎(岩手) 直井豐(栃木) 須藤義雄(兵庫) 渡部慶次郎(愛媛)  
 堀越龍夫(埼玉) 中村淳一郎(新潟) 武田市郎(山口) 渡邊春吉(北海道)  
 石川浩(岩手) 中村一雄(東京) 瀧田愼吉(愛知) ×渡邊壽男(岡山)  
 前澤敏(新潟) ×大井威雄(東京) 高橋勝藏(神奈川) 吉田松治(東京)  
 三瀬糸平(愛媛) 鹿倉保雄(東京) 内海幸悦(宮城) ×吉岡梓郎(岡山)  
 (十二名) (ABC順)

昭和四年三月第三十回貿易科卒業生

(十二名)

(ABC順)

青野真(新潟) 小林靖(東京) 大久保藏太(千葉) 白井英二(東京)  
 土居謙爾(鳥取) 窪田金之助(山梨) 大塚純一(愛媛) 白井龜太郎(東京)  
 ×岩崎元(宮城) 水野新一(高知) 佐藤芳雄(福島) 梅谷理一(兵庫)

昭和六年三月第三十一回文科(文學)卒業生

(二十八名)

(ABC順)

天田禧郎(大阪) 平野廉作(静岡) 濱江田進(東京) 村昇(長崎)  
 新井利雄(千葉) ×池田光敏(岡山) 河田秀雄(鳥取) 中村駿夫(廣島)  
 淺井定彦(愛知) 池上新(埼玉) 木口浩一(山形) 中野一雄(三重)  
 藤本澄夫(宮崎) 磯邊卓三(東京) 前田松壽(新潟) 中野三郎(愛媛)  
 樋口行一(長崎) 甲斐靜馬(大分) 丸山覺(長野) 小川芳男(岡山)

岡田謙一(埼玉) 大島正時(熊本) 豐島真之助(神奈川) 山田匡次(長野)  
 大村道夫(静岡) 須賀照雄(栃木) ×土屋清(千葉) 横内武雄(埼玉)

昭和六年三月第三十一回文科(法律)卒業生

(十名)

(ABC順)

斐雲鶴(朝鮮) 木村重雄(廣島) ×櫻井光嗣(長野) 吉田明(和歌山)  
 堀田榮(岩手) 森強一(岡山) ×澤藤新介(岩手)  
 春日原博重(長野) 森田盛藏(埼玉) 高田彰夫(岡山)

昭和六年三月第三十一回貿易科卒業生

(十九名)

(ABC順)

有村保(熊本) ×小林正雄(兵庫) 二宮丈夫(山口) ×田中哲郎(廣島)  
 藤尾薰正(高知) 小磯福太郎(埼玉) 折井莊市(長野) 田中山城(福岡)  
 林蔭(福岡) 久保田喜四男(東京) 清水陸郎(東京) 土屋明四郎(長野)  
 石丸孝二(神奈川) 丸山義男(長野) 諏訪勤(石川) 山口順爾(愛知)  
 加藤岩男(愛媛) 中島良夫(滋賀) 高崎照秀(鹿兒島) 山口順爾(愛知)

昭和七年三月第三十二回文科(文學)卒業生

(十一名)

(ABC順)

安藤剛(千葉) 木野英夫(静岡) 寶田重政(富山) 月森仙之助(鳥根)  
 岩田一男(神奈川) 野村雄三(三重) ×丹部登(大分) 山口義郎(廣島)  
 川口勝(鳥取) 岡田堅三(愛知) 富田英一(群馬)



昭和七年第三十二回文科(法律)卒業者

(四名) (ABC順)

成田重己(香川) 齋藤二郎(秋田) ×田口正雄(埼玉) 鳥越正勝(大分)

昭和七年第三十二回貿易科卒業者

(十二名) (ABC順)

阿部好雄(山口) 木下秀雄(長野) 中原嘉一郎(佐賀) 鹽澤清英(山梨)  
伊藤初太郎(東京) 前田豊實(鹿児島) ×小田口實志(鹿児島) 竹内俊男(福井)  
金子力(埼玉) 宮田央(大分) 岡本尊一(兵庫) 渡邊東一郎(東京)

昭和八年第三十三回文科(文學)卒業者

(十一名) (ABC順)

阿竹喜之助(三重) 細川 頁(愛知) 佐々木謙三(長野) 寺澤芳隆(長野)  
×遠藤真砂(千葉) 三上好次(埼玉) 杉本 昇(兵庫) 植田憲一(静岡)  
榎塚保之輔(埼玉) 屋田甚助(鹿児島) 竹澤啓一郎(東京)

昭和八年第三十三回文科(法律)卒業者

(三名) (ABC順)

秋田久一(愛知) 市川四郎(長野) 金子喜三郎(神奈川)

昭和八年第三十三回貿易科卒業者

(十一名) (ABC順)

生長幸一(東京) 木村義二郎(群馬) 西川久男(愛知) 鈴木一雄(愛知)  
岩田茂雄(静岡) 増田 靜雄(静岡) 齋藤 實(神奈川) 渡邊武夫(新潟)  
上東野一男(千葉) 三木徳治郎(香川) 關内謙輔(茨城)

昭和九年第三十四回文科(文學)卒業者

(十二名) (ABC順)

福井貞一(福島) 菊地 裕(東京) 緑川 正(千葉) ×坂田正一(福岡)  
梶川温彦(鳥取) 奥 富雄(長野) 齋藤照十(群馬) 島田善一(埼玉)  
菊池 浩(茨城) 鍛田日出夫(千葉) 坂本俊一郎(北海道) 鈴木一男(北海道)

昭和九年第三十四回文科(法律)卒業者

(七名) (ABC順)

井上正夫(東京) 久保田晴雄(東京) 鈴木照秀(群馬) ×田中義男(岡山)  
勝峰俊隆(三重) 鈴木五郎(千葉) 武井五十吉(栃木)

昭和九年第三十四回貿易科卒業者

(十名) (ABC順)

朝倉一彦(和歌山) 日下 明(福島) 蔡 德馨(臺灣) 佐渡義夫(熊本)  
藤原俊士(岡山) 松本新四郎(京市) 佐々木誠一郎(神奈川) 山添正二(新潟)  
伊藤一耶(千葉) ×望 月 久(静岡)

昭和十年第三十五回文科(文學)卒業者

(十名) (ABC順)